

平成 30 年

# 三重県議会定例会会議録

( 11 月 29 日 )  
( 第 27 号 )

第  
27  
号  
11  
月  
29  
日



平成30年

# 三重県議会定例会会議録

## 第 27 号

○平成30年11月29日（木曜日）

---

### 議事日程（第27号）

平成30年11月29日（木）午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問  
〔一般質問〕
- 第 2 議案第190号から議案第200号まで  
〔提案説明〕

---

### 会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第190号から議案第200号まで

---

### 会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員	48名		
1	番	芳 野	正 英
2	番	中瀬古	初 美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山 本	里 香
5	番	岡 野	恵 美
6	番	倉 本	崇 弘
7	番	稲 森	稔 尚
8	番	野 村	保 夫

9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	濱井	初男
14	番	木津	直樹
15	番	田中	祐治
16	番	野口	正生
17	番	石田	成生
18	番	彦坂	公之
19	番	大久保	孝栄
20	番	東	豊
21	番	山内	道明
22	番	吉川	新
23	番	津村	衛
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	小林	正人
28	番	服部	富男
29	番	津田	健児
30	番	中嶋	年規
31	番	村林	聡
32	番	長田	隆尚
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広
35	番	日沖	正信
36	番	前田	剛志

37	番	舟 橋	裕 幸
38	番	三 谷	哲 央
39	番	中 村	進 一
40	番	青 木	謙 順
41	番	中 森	博 文
43	番	前 野	和 美
44	番	水 谷	隆
45	番	山 本	勝
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人
(42)	番	欠	番

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯 浅 真 子
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	佐 藤 史 紀
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	黒 川 恭 子
書 記 (議事課主任)	中 西 孝 朗

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信 一 郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩

防災対策部長	福 永 和 伸
戦略企画部長	西 城 昭 二
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	田 中 功
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	鈴 木 伸 幸
農林水産部長	岡 村 昌 和
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	村 木 輝 行
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	長谷川 耕 一
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員長	岡 本 直 之
警 察 本 部 長	難 波 健 太
代表監査委員	山 口 和 夫
監査委員事務局長	水 島 徹
人事委員会委員	降 簾 道 男
人事委員会事務局長	山 口 武 美

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

永 田 慎 吾

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（前田剛志） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（前田剛志） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第190号から議案第200号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

---

**提 出 議 案 件 名**

議案第190号 平成30年度三重県一般会計補正予算（第2号）

議案第191号 平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第2号）

議案第192号 平成30年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第193号 平成30年度三重県水道事業会計補正予算（第2号）

議案第194号 平成30年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

議案第195号 平成30年度三重県電気事業会計補正予算（第2号）

議案第196号 平成30年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）

議案第197号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第198号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第199号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第200号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

---

## 質 問

○議長（前田剛志） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。33番 奥野英介議員。

〔33番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○33番（奥野英介） おはようございます。1番バッターというのは、野球では1番バッターだったんですけど、1番バッターって初めてで非常に緊張しております。

それでは、県政運営についての質問をまずします。

その前に、昨日は随分マスコミのほうから電話があって、県政運営って知事の3選を聞くんですかというようなことを聞かれたんですけど、いや、まあ、年末年始、ゆっくり考えてもうたらいいんじゃないということで、終わらそうかなと言いましたら、マスコミは全部、笑っていました。そういうことで年末年始、ゆっくり考えてください。

それでは、質問に入らせていただきます。

11月21日の本会議で、知事提案説明で、国体関連経費に企業庁の水力発電事業譲渡差額金を充当すると表明されたことについて質問をいたします。

知事の説明によると、さきに開催した東京都を除く5県の開催年を含む3年間の国体・全国障害者スポーツ大会の開催経費は、競技力向上対策にかかる経費を加えて約120億円近い経費がかかり、三重県においても同程度の経費が見込まれるということでした。そして、昨今の三重県の財政状況からして、これだけの財源を経常的な収入から確保することは困難であるため、平成25年から27年にかけて段階的に企業庁が水力発電事業を中部電力に譲渡した際に生じた差額金を活用したいということだったと思います。気になるのは、このくらいの経費がかかるということは、両大会を招致する前からわ



かっていたはずではないかということです。

執行部に確認したところでは、開催県の3年間の開催経費及び競技力向上対策経費約120億円の年度別の内訳は、2年前は約12億円、1年前は約22億円、開催年は約85億円かかるということです。当然、開催年に多額の経費がかかるため、両大会を開催する県は、どこの県でも基金を設置して計画的に財源を積み立てていくということになります。三重県の場合も基金を設置し積み立てを行っていますが、現時点においての積立金は13億円にとどまっています。

ここ数年の厳しい財政状況は、鈴木県政以前の県債の償還が依然として高どまりしていること、退職手当の影響、また歳入が減少しているのではなく、福祉、医療の負担増などで財政を圧迫しているなどです。近年の経常収支比率の状況を見ても、基金へ積み立てる余裕がなかった事情もわからなくもないです。サミットと事情は異なり、両大会の場合、開催予定を想定し計画的に準備がなされなかったのは、行き当たりばったりと言わざるを得ません。通常、行政は特定目的基金の積み立てをおろそかにしてはならないと思います。

その上で、まず最初に総務部長と国体・全国障害者スポーツ大会局長にお尋ねをいたします。

水力発電事業譲渡差額金ですが、どういう性質のお金で幾らぐらいあるのか、またいつごろどういう形で一般会計に入ってくるのか、少し丁寧に説明してください。

また、さきに開催した先催県では、おおよそ120億円かかると言われている開催経費を少しでも削減するために、どのような努力をしてもらっているかを説明をしてください。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） それでは、私のほうから水力発電事業譲渡差額金の概要と、いつ一般会計へ引き継ぐのかということについてお答えさせていただきたいと思います。

まず水力発電事業譲渡差額金は、企業庁が中部電力株式会社に水力発電事業を譲渡したことにより生じた譲渡対価105億円から、企業債の繰上償還、それから国庫補助金の返還及び設備改良等の譲渡に伴い必要となった経費を差し引いた差額でありまして、平成28年度決算においては約57億8000万円と確定し、企業庁が電気事業会計の内部留保資金として保有しておるものでございます。

いつ一般会計に引き継ぐかということでございますけれども、企業庁が電気事業会計で実施するRDF焼却・発電事業は、平成31年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入が終了することとなりましたが、それまでは、引き続き同発電所を安全・安定に運転するとともに、運転終了後には、施設撤去等を行う必要があります。このため、企業庁からはRDF焼却・発電事業に係る施設撤去等のおおよその業務終了の見通しが立つまでは、差額金を保有する必要があるというふうに聞いております。

また、国体・全国障害者スポーツ大会の開催等に係る経費は、これまでの開催県の例からも、開催年において最大となる一方、本県の国体運営基金の残高は、先ほどお話がありましたように、平成30年度末時点で約13.5億円にとどまることを踏まえますと、本県の開催年である平成33年度当初予算における財源確保は喫緊の課題であるというふうに認識しています。

こうしたことから、企業庁のRDF焼却・発電事業に係る施設撤去等のおおよその業務終了の見通しも勘案しつつ、差額金を平成33年度当初予算における開催等に係る経費の財源として活用できるよう、今後、企業庁と調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔村木輝行地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（村木輝行） 国体の経費並びにその節減の努力でございますが、まず国体の経費の内訳について、最初に述べさせていただきたいと思っております。

国体及び全国障害者スポーツ大会にかかる経費につきましては、東京都を

除く愛媛県までの直近5県、これは岐阜県、長崎県、和歌山県、岩手県、愛媛県における開催2年前から開催年までの3年間で、国体が約78億円、全国障害者スポーツ大会が約22億円、競技力向上対策にかかる経費が約17億円となっております。

このうち、国体の開催経費でございますが、これ約78億円のうち主なものは、競技会等の運営に係る市町への交付金として約17億円、競技施設整備に対する市町への補助金として約16億円、開・閉会式の式典に要する経費として約9億円となっております。

全国障害者スポーツ大会の開催経費約22億円のうち主なものは、宿泊や輸送に要する経費として約8億円、開・閉会式会場を含む各競技会場の整備で約7億円となっております。

また、競技力向上対策では、選手の育成強化、指導者の養成、競技用具の整備等に要する経費が主なものとなっております。

これらの経費につきましては、本県においても同程度見込まれるものというふうに考えておるところでございます。

このように両大会の開催に向けましては、多額の経費が必要となることから、国等に対し、開催経費に係る財政措置を拡充するように要望しております。

また、両大会の開催に当たりましては、既存施設を有効に活用すること、大会運営の簡素・効率化を図るため、先催県の状況について調査・検証し、真に必要な取組かどうか、しっかり見きわめることとしております。

こうした中、ライフル射撃の電子標的を愛媛県と共同で購入したほか、今後、ボート競技の規格艇を4県で購入することとしており、これらの取組により開催経費の節減に努めてまいります。

今後も引き続き、開・閉会式や競技会の運営等の見直し、リハーサル大会の精査などを行いながら、創意工夫を凝らし、開催経費の節減に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

[33番 奥野英介議員登壇]

○33番（奥野英介） ありがとうございます。

私の理解では、知事部局が宮川ダムや長発電所、宮川第一発電所の建設に着手し、その後、現在の企業庁の前身である当時の電気局を設置し、水力発電事業が引き継がれております。このような経緯を踏まえると、譲渡した際の残金は、一般会計に引き継がれるということかなとも思います。そういう意味で、企業庁から15億円を借り入れているけれども、そういったこととは性質が異なるかなと思います。

後でも言うんですけど、今日も朝、テレビを見てたら大杉谷のことが出てきました。後で言いますが、この辺も気をつけてかないかんのかなというような気がします。

少し提言をしておきたいと思います。簡素で効率的なと答弁されましたが、今、問題の日産のゴーンさんは類のないコストカットをしてきました。行政がそれに当てはまるとは思われませんが、120億円かかるから少しでも削減すれば評価を受けるというような安易な考えではいけないんじゃないかなと思います。行政は私も経験してるけど、どうしても大福帳であるので井勘定、井勘定って今はわからないんですけど、井勘定になりがちです。そしてまた、計画的な部分もあるんですけど、走りながら考えれば何とかなるだろう、今回がまさに開催を受けたときに、多分走りながら考えりゃ金は何とかなるだろうという、そういう安易な部分もあったのじゃないかと思われれます。今後、両大会は時代に合った大会を目指さないと、近い将来、他県においても、120億円もかかるんですから、それまでの施設整備や何やかんや言うたらもっとかかっているわけですから、他県でも開催に消極的になるやもしれません。知事自らが先頭に立って、簡素で本当に実のある大会にしていきたいと思います。

そして、知事をお願いしておきます。今も申しましたように、今後のために、もう両大会は一つの県でやる時代ではなくなってきたんじゃないかなと思われれます。これまでの慣例、同一都道府県内での全競技開催の原則にこだ

ならず、複数の都道府県、あるいは一定のブロック単位の都道府県で開催と  
いった開催地の選定のあり方についても検討する必要があるかと考えます。

先日のインターハイにおいて愛知、岐阜、三重、和歌山だったかな、そう  
いう形でやられているわけですので、主催県は主催県であっても、施設とか  
いろんなものが利用できるわけですから、今後、国体はそういう形で進めて  
いく、今回も先ほどそんなふうな借りるとかあったんですけど、そんなふう  
にやってかないと、なかなか国体に手を挙げていくということが難しくなる  
んじゃないかなと、そんなふうに思います。

最後に、この58億円は一般会計として必要なだけ大会費用として予算計上  
することが賢明ではないかと思われまます。この財源は、三重県民に還元され  
なければならない、インフラとかいろんな面でも還元されなければならない  
とともに、宮川ダムは地域の市町村の理解があったればこそ水力発電事業が  
可能になったわけです。一定の配慮が必要であるかと考えます。今日の先ほ  
ど言いました大杉谷で40数戸が宮川ダムの下にあるというようなきれいな観  
光をやっているというテレビも朝から見ました。そういう意味で一定の配慮  
をしていただければなと思います。当然、あと西場議員から関連質問がある  
んじゃないかなと思います。国体・全国障害者スポーツ大会の成功のため、  
これまでにない画期的で皆さんが納得できる大会にさせていただきたい。知事  
の思いをお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） まず国体の開催そのものについてでありますけれども、  
国体がスポーツ、その当該地域のスポーツの振興や活性化に大きく貢献して  
きたという面はあるものの、奥野議員がおっしゃっていただいたように、開  
催地に求められる人的・財政的負担が大きくなるなど、国体を取り巻く環境  
も大きく変化をしています。

今年、私自身、福井国体、それから障害者スポーツ大会の福井大会も両方  
見に行きました。非常に大規模なイベントで県民全体で盛り上がっている  
という印象もありましたが、一方で多額の開催経費がかかるというようなこと  
など、課題についても認識しました。この警備のための何か板みたいなんを

スタンドの全部にばあっと張りめぐらせたりとか、それに何億円もかかったりとか、非常に多額の開催経費がかかるというようなことについても認識をしておきました。

ですので、今、議員からもおっしゃっていただきましたように、選手の安全・安心を確保しつつ、簡素、効率化の観点から華美、過大とならないよう、市町や競技団体とともに経費節減に取り組む必要があるというふうに考えておきまして、おっしゃっていただいたような広域開催はインターハイで実際やって、今回、我々のものは開催地が全部もう決まった上での、市町が決まった上での開催ですので開催地を変えることはできませんが、今後の抜本改革という意味では非常に大事な点だというふうに思っていますので、そういうことを提起していける、そして一方で、経費の削減に私自身も先頭に立ってやっていきたいと思っておりますし、せっかくやりますからオール三重で大会成功に向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。

あわせて、先ほど地域の皆さんへの配慮ということで奥野議員から御指摘を賜りました。水力発電事業にかかるダム建設に当たっては、御協力いただいた地域の皆さんには、住みなれた土地が水没するなどの苦渋の決断をさせていただいており、重く受けとめておきまして、また大変感謝をしておるところであります。

現在、その大杉谷水没地域特別対策要綱に基づいて道路整備など継続して取り組んでいるところでもありますけれども、あわせて、その地域づくりに寄与していくため、これまで企業庁が取り組んできた森林環境の保全や、奥伊勢湖の環境保全などの地域貢献の取組も継続して取り組んでいるところです。

今後も引き続き、議員御指摘のとおり、水力発電事業に協力していただいた地元の自治体である大台町ともしっかり連携をし、意見交換しながら、それらの協力いただいた地域における取組を進めていきたいというふうに思います。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） ありがとうございます。私、10月25日から11月15日まで、

後の質問でやるんですけど、合併の調査にちょっと行ってきたんです。そのときに、大台町の町長がみえなかったんですけど、大台町の総務課長と話しているときに、やはり大台町、宮川村というのは随分そういう、宮川ダムの件に関していろいろ協力なり、理解をさせていただいているわけですので、その辺、十分にこれから大台町を中心に、その地域の方々とお話をして、できれば本当に地方創生やないけど、活性につながるようなインフラ整備などもお願いをしておきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。指定管理者制度についてでございます。

平成15年地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入されました。民間事業者においても十分な行政サービス提供能力が認められる者が増加し、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するために、民間事業者が持っているノウハウを広く活用することが有効であると考えられるようになったからです。

こうした流れを受けて、公の施設の管理を一般の株式会社を含めた民間業者に担うことができると判断されました。

従来の管理委託制度と異なり、適正な管理を確保する仕組みを整えた上で、資格制度を撤廃し、その施設サービスを提供することが最も適当な事業者を選定することが、住民サービスの向上につながると言えます。

この制度の大きなメリットは、指定管理者となる者の範囲に特段の制限を設けないことから民間事業者の参入が可能になり、民間事業者などのノウハウを活用して、住民への多様で満足度の高いサービスの提供を行うことが可能になり、また利用料金制度もあわせて導入するならば、民間事業者の効率的な経営により、施設の利用料金を引き下げることも期待できます。

さらに複数の候補の中から指定管理者を指定するための競争原理が働き、より効率的運営あるいはより質の高いサービスの提供も期待できます。

指定管理者制度の趣旨を検証してみると、10年以上経過した今、県のこの制度への対応は、スタートと違って逸脱している点が多々あるように思いま

す。

まず3点お尋ねします。

改めて、この制度が本来の趣旨に沿って運用されているか検証すべきではありませんか。

2点目、指定管理者制度の趣旨は何であったか。制度の導入に当たって、制度の趣旨を踏まえ、移行するかどうかについて十分検証されたはずであります。導入から10年以上経過した今、当初どおりに運用がなされているか改めて認識をお伺いしたい。

また、指定管理者の選定について、コスト削減を重視する余り、県民サービスの低下を招いてはいないか。

3点目、指定管理者の公募に際し、より多くの事業者が競争することで、低コスト、質の高いサービスが確保できると思うが、公募の状況を見ると、1者のみの場合が多い、またなれ合い的な団体も目につきますが、いかがでしょうか。

〔嶋田宜浩総務部長登壇〕

○総務部長（嶋田宜浩） 指定管理者制度についてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、平成15年の地方自治法改正で創設された制度でございます。

この法改正によりまして、それまで公共団体等に管理を委託していた公の施設は、平成18年9月までに直営とするか、指定管理者制度を導入するかの選択をすることとされ、本県では平成18年度までに、管理委託を行っていた全ての公の施設で指定管理者制度を導入したところであります。

本制度の趣旨にのっとりまして、県としての基本方針や取扱要綱を制定いたしまして、これに沿って、各施設の状況に応じた制度運用を行っているところでございますけれども、先ほどもありましたように、本制度導入から10年



余り経過し、この間多くの施設において、本制度導入前と比べ、開館日の拡大や利用時間の延長など、施設の利用状況の改善が図られるとともに、利用者数もおおむね増加しているところでありまして、本制度の導入の趣旨に沿った一定の成果はあらわれているものというふうに私どもは認識しております。

以上でございます。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） 初めにちょっとお断りをするのを忘れたんですけど、私、総務地域連携常任委員会におるので、どうもこの件はこの範囲に入るんじゃないかと思って、もう今さらやめるわけにいかないので、だけど、広範囲で先ほどの質問も総務部長から答弁してたんですけど、広範囲ですので今回、一応任期の区切りになりますので、次、質問できんかわかりませんのでお許しをいただきたいと思います。

それでは、再質問させていただきます。

ずっとこの指定管理者制度導入の施設というのを見て、なるほど納得できる部署もあります。また、これ、おかしいんじゃないというようなところもあります。

また、総務地域連携常任委員会だったかな、そのときに、3者申し込みがあつて2者が抜けていって、随意契約かそんな形みたいな形で1者が残って入札競争はなかったというところもあります。

また、三重県下水道公社、県土整備部長を責めているわけではありませんから、下水道公社の場合、本当にこれ、指定管理者制度じゃなけりゃいかなのかなと思います。下水道公社が委託やらポンプ場の、要するに終末処理場を受けるわけですから、下水道公社にそれだけの能力はないと思うんですよ。終末処理のところ、それを指定管理者で下水道公社が受けて、それで多分、民間業者のほうにやっていただくというのじゃないかと思われまので、この件も少し形、悪いという意味じゃなくて、指定管理者制度にそぐわないんじゃないかなと、そんなふうに思います。

また、今回さっき言うた3者のうち1者しかなかったというのは三重県体育協会です。体育協会が三重県営総合競技場と鈴鹿スポーツガーデン、これを体育協会が指定管理を受けているわけです。地域連携部のときにちょっと言ったんですけど、今年、三重県の陸上競技場が非常にきれいになった。体育協会が委託を受けてやっている。そしたら、知り合いからこんな話があったわけです。トイレは今の時代にすぐわんのじゃないかと。ウォシュレットも暖房か、それもついてない、三重県って、鈴木英敬知事って賢そうでどっか抜けたるなというような、そういう話も全部知事のところに行くんですよ。さはさりとして。

だから、そういうことというのは、やっぱり管理委託された指定管理者が県の国体・全国障害者スポーツ大会局が足りないところは、多分そういうことも聞いていると思うんですけど、上へ上がっていないということじゃないかなと、そんなふうに思います。もう少しそういう面で緊張感というのか、指定管理者に緊張感がないんじゃないかなと。体育協会よりもほかの人もやっているわけですから、もうちょっと、それは鈴木英敬知事が体育協会の会長で、元県の部長がトップでと言ったら、それはほかの業者というのはそんなたくしておられると思うんですよ。多分ね。だから、そういうことをやっぱり変なげすの勘ぐりをされないような形をつくっていくことが必要じゃないかと思います。それについて誰かお答えください。

**○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（村木輝行）** ただいまの三重交通Gスポーツの杜鈴鹿、伊勢の質問でございますので、指定管理者の募集につきましては、先ほど総務部長からもございましたように、指定管理者制度に関する取扱要綱に沿って手続を行っておるところでございます。今回、鈴鹿、伊勢につきましては、当初、3者の現地視察がございましたが、結局、提案がありましたのは1者であったと。それは体育協会グループということでございます。

1団体ではございましたですけども、適正な手続に従いまして、選定委員会において提案事業や管理状況も含めて審査を行って、今回、この指定管理

者の指定にかかる議案を提出したと、そういうところでございます。

指定管理候補者となっております三重県体育協会グループの代表は公益財団法人三重県体育協会で、これは先ほど御指摘ございましたように、知事が会長職にございますけれども、三重県体育協会は、会長から代表理事及び理事の職務権限を外しておるということで、県といたしましては、指定管理者の資格要件を満たしておるというふうに確認しておりますが、しかしながら、先ほど御指摘のようなところもございますので、我々といたしましては、県民の皆さんに誤解を与えないよう、緊張感を持ってしっかり説明責任を果たしていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） ありがとうございます。局長はそう言われるけど、やはり三重県体育協会の会長は知事なんですよね。それは権限も何もないと言うけど、だけど、そやったら何のために、知事が体育協会会長になったんやというふうになりますから、そこら辺はわかりやすく、ガラス張りのことをやったほうが、そんたくをして残りの2者がやめていくというような格好の悪いようなことは、やっぱり今後してはいけないと違うかなと思います。

そしたら、県土整備部長、三重県下水道公社はそういう維持管理というのか、そういうことは民間業者にお願いしているのか、そこのところだけちょっと確認をしたいと思います。

○県土整備部長（渡辺克己） 下水道公社につきましては、下水道の管理をしておるわけでございますが、計画管理的な業務、発注業務であったり監督検査業務は自らやっております、技術行為の部分、実際の運転管理であったり、メンテナンスの部分は民間事業者のほうへ発注をしてやっていただいております、このような状況でございます。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） 下水道の公社の場合は特殊なところですので、水道と違って下水というのはお金のかかるところでございますし、また故障とかそ

ういう部分もあつては大変なことになりますので、その辺は、だけど、やはり公社のほうはきちっと民間業者のほうに監督して事故のないようにしていただきたいなど、そんなふうに思います。

それでは、次のほうへ移ります。それでは、3番目のほうです。これからの自治体行政、平成の市町村大合併の状況とその後とその課題ということでございます。

合併については平成19年、24年、25年と視点を変えてお尋ねをしてきました。今回は平成31年3月に議員としての区切りもあり、また平成の元号も新しい元号となり、私にとっては、平成の大合併は政治にかかわった最大のテーマであったことから、合併について最後の質問のつもりで質問させていただきます。

先日、新政みえの三谷代表も質問されたんですけど、重複するかもしれませんが、御勘弁を願いたいと思います。

地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするのとあり、平成の大合併は地方分権の受け皿となる市町村の体制強化が大義名分とされ、借金の大半を国が穴埋めする合併特例債などの優遇策と、小泉政権下の三位一体改革による地方交付税の削減という、あめとむちで政策を推進され、バスに乗り遅れると取り返しのつかないことになると全国の自治体の危機感をあおりました。行政側の論理で進めた結果、住民の納得感が薄く、不満やしこりが残った地域も少なくないと思われます。また、多くの自治体で、どういうまちづくりを進めるべきかという冷静な議論がされたのか、少なかったのではないかと指摘されております。

人口減少について、このまま人口減が続けば1700市町村、市が791、町が744、村が183の半数は将来消滅するおそれが高いと、合併が地方の衰退を加速させたとする意見の一方、人口減は避けられなかったという声もあります。

地域の行政に責任を持ち、住民の暮らしを守るのが自治体の役割です。平成20年に政策部より市町村合併の状況、27年7月に地域連携部より合併市町

村状況調査の報告がありました。

今一度目を通してみると、2回ともあくまでもアンケートによる調査で、端的に言えば経過報告のようなものと捉えました。実際の状況はどのようなことかと思い、私自身でそれぞれの合併市町をお訪ねし、テーマを持って調査することにしました。10月25日から11月14日まで16市町のうち14市町まで回ったんですけど、体力不足で2市だけ資料提供になりました。市長も出ていただきました。また町長、担当部長、担当課長、それぞれの方が本当に丁寧に対応をしていただきました。平成15年12月の合併のいなべ市、いなべ市長とは長年のつき合いですので、ちょっと楽器の話も聞いたら1時間以上かかってしまいました。そして、18年1月合併の大台町、紀宝町まで16合併市町のうち、14市町で2市は日程調整と私の体力不足で資料提供とさせていただきます。

今回の質問は、質問というよりも、それぞれの市町でお尋ねしたテーマについてどれだけ把握されているか、また今後市町とどのように県行政を進めていくのかをお答えいただきたいと思います。

まず、合併特例債についてです。特例債とはどんなようなものなのか。そして、まちづくりにどういうふうにご利用されているのか。また今現時点において、可能な特例債のうちのどれだけの特例債を使っているのかということを知る範囲で皆さん方に、テレビを見ている方にもわかっていたいただきたいと思います。

これはなぜかという、津市、松阪市を中心に、特例債が5年間延長されたわけです。大体平成15年から17年に合併をされているわけです。その間、10年間でこの合併特例債があめとむちのあめの部分です、を県を通じて総務省が許可すれば使えと、そういう形ではなかったかと思っています。

そういう意味で、松阪市が59%ぐらいかな、津市が70数%、全部資料はあるんですけど、そういう意味でまだ使われていないところもあります。

だけど、2町合併の場合は90数%まで使われております。

そういう意味でなぜ、それも含めてなぜ5年間の要望をしたかというのを、

私は大体把握していたんですけど、この答弁は地域連携部長やな、後で答えてください。

次に、人口の推移です。

(パネルを示す) 人口の推移が皆さん方のところに行っていると思うんですけども、これは合併時、平成15年、17年に合併した旧市町村の人口と現在というよりも、27年の国勢調査、また今の人口をわからないところは27年の住民基本台帳からやらせていただいて、国勢調査及び住民基本台帳で示したものでございます。

増減は地域事情があると思われませんが、分析をされていますか。

(パネルを示す) これが増えたところですよ。ちょっとこれは思われる方が見えますので、小俣町が増えているのであんな、こんな出したんかと言われるかもしれないんだけど、たまたま小俣町も増えているということだけでございます。

また、そこら辺のもし、分析というよりも、感じでも結構ですでお答えをいただきたいと思います。

次に、新市建設計画の進捗状況です。合併のとき、それぞれの市町でこれからの新市・新町のあるべき姿を計画したものです。さきにも述べましたが、合併議論において、私の記憶の中では、まとめるための時間的な余裕が少なく、よい言葉ではないんですけども、少しやっつけ仕事の部分もあったような気がします。そこはさっき言った走りながら議論しなければならない行政のいい部分でございます。それについてどういう状況か、多分、合併特例債と新市建設計画とは表裏一体となっているところですので、その辺はどれぐらい把握しているのかお答えいただきたいと思います。

4番目に合併の功罪と問題点。罪は結構です。功のほうで、また気がついたところを教えてくださいたいと思います。

一つ、いいことを聞いたのは、災害があって、それまで二つの町がそんなには、合併したもののもうひとつ融合というのか、融和がなかったんですけど、そういう意味で災害で本当に協力し合って急速に融合、融和されたとの

ことを聞いて、ああ、こういうピンチがチャンスになったということもあるんかなというのをちょっと認識を新たにしました。またこれと思うことがあったらお答えいただきたいと思います。

最後に今後の課題です。大きな合併の中で、二つの市が、もう多分想像できると思います。それぞれの塊をつくって活性化しつつあるということも、10カ市町村といったらもう想像できると思いますけど、広いので二つの塊をつくって、この町を活性化していこうという、そういうこともお聞かせいただきました。確かにそうなりつつあるんじゃないかと思います。

問題と課題については県と市町は重要なパートナーの関係ですので、支援することは重要かと思います。

もう一つ、今聞いたのは、合併市町でRDFをやっていないところとやっているとところがあって、その問題が結構悩みの種に、今いろんなことで、今度も予算をつけていただくわけですけど、そういうところが結構、何というんか、ひっかかっていくというんか、解決していかなあかんという話も聞かせていただきました。今日はRDFのことについては聞くつもりはないんですけども、やっぱり平成32年で終わるので、これからのごみ処理というのが、その地域地域でごみが処理できるように、今、運搬してどこかへ持っていくとかそうじゃなくて、やはり災害もなかったらいいんですけど、あると想定すると、その地域でごみ処理ができるような形をつくっていく、RDFは市町村が県に振り回されたわけですから、大いにそういう後始末、そこまでまだまだ終わってないと思います。ちゃんとごみ処理をつくっていく、できる、地域として処理ができる、そういうことをして初めてこのRDFの事業が収束というのか、終わりができるんかなと、そんなふうに思いますので、その辺ももし環境生活部のほうでお伺いできればありがたいと思います。

訪問し調査した実感として、昭和の大合併とは時代背景も異なり、また50年以上も前のことであり、聞いて学んだことや本や資料の知識もある程度参考にしながら、また苦い経験や功罪の知識が役立ち、その反省のもとに今回平成の大合併がなされたのではないかなと思いました。

本当に皆さん、地域の市町が知恵を搾り、人もたすきがけで人間関係、庁舎内をつくり、いろんなことを考えておられます。融和と活性化に努力していることは本当に痛切に感じました。

だけど、もっと時間があれば、本当言うと、住民の方にも今回は行政の庁舎内だけですから、もっと住民の方に聞いて、そしてこれからまだまだ融和していくには時間かかるので、そこら辺を解決していくことが平成の大合併がうまくいくことになるのかなと、そんなふうに思いました。本当にそれぞれの市町には対応していただいて感謝をしたいと思います。

以上の点について、当局としてどれだけ把握しているのか。そのことは、これからの県行政のあり方にも参考となり、市町のパートナーシップが深められ、県民の皆さんが今以上の幸せ感を感じることができるのではないかと思います。

それじゃ、御答弁よろしくお願いします。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

**○地域連携部長（鈴木伸幸）** 平成の市町村大合併の関係で、幾つか御質問いただきましたので、順次、お答えをさせていただきたいと思います。

まず合併特例債でございます。合併特例債は、合併後の一体性の確立や均衡ある発展に資するため、それぞれの合併市町村が策定をいたします市町村建設計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業等の財源として、また、地域住民の連帯の強化または地域振興等に資する基金の積み立ての財源として起債できるものであるということでございます。

県内の合併市町におきましては、これまでに小中学校の耐震改修ですとか旧市町村間を相互に往来しやすくし、合併市町の一体性の確立を促すための道路整備、住民の健康増進や交流のためのスポーツ・文化施設の整備等々に活用がなされてきたというところでございます。

そして、その合併特例債の消化状況ということでございますが、これ、平成29年度までの建設事業ということになります。全て消化しておるところもございまして、まだまだというところもございまして、16市町平均します



と、75%の消化率ということでございます。

この合併特例債の発行の期間でございますが、当初は合併が行われた日が属する年度とこれに続く10年間ということになっておりましたが、東日本大震災の全国的な影響を鑑みまして、被災市町村以外につきましては、5年間の期間延長がなされたということで、その後も熊本地震等の相次ぐ大規模災害ですとか、全国的な建設需要の増大などによりまして、事業の進捗が遅れ、全国的に市町村建設計画に基づいて行います事業等の実施に支障が出ていたため、津市長や松阪市長などが発起人となりまして、賛同する全国の市町村長によりまして、合併特例債の再延長を求める首長会が組織をされて、総務大臣等に対して、再延長にかかる要望活動が実施をされたということでございます。

こうした状況を踏まえまして、本年4月に合併特例債の発行期限がさらに5年間延長されるということになったということでございます。

次に人口の増減の関係でございますが、旧市町村単位での人口の増減の推移につきましては、私どもも住民基本台帳ですとか国勢調査の結果から、どの地域が増加なり減少に転じておるかということについては、一定は把握はしております。

ただ、人口の増減につきましては、少子化、高齢化等社会経済情勢の変化ですとか、議員も先ほどお話がありましたように、地域事情などございまして、様々な要因があるということから生じておるということで、因果関係とこのを特定することはなかなか難しいかなというふうに思っております。

次に、合併後の課題と効果ということでございますが、市町村合併の課題につきましても、住民サービスの利便性の確保ですとか、新市町の一体性の確立、重複する公共施設の有効利用などについて課題があるとされておる一方で、合併の市町からは合併による住民サービスの維持・向上、広域的なまちづくり、規模の拡大による効果的、安定的な行財政運営等に一定の効果があつたという意見をいただいております。

合併市町が現在直面しておりますそれぞれの課題に対しましては、住民

サービスの低下を招かないような支所機能の確保ですとか地方創生の取組など、各市町において政策的な配慮や工夫が行われておるといところでございますが、私どもといたしましても、これらの課題の解決に向けました議論を積極的に進めるとともに、地域の実情に対応した地域づくりの支援に取り組んでおるところでございます。

引き続き、市町との連携を強化しながら、市町の自主性を尊重しつつ、適正な行財政運営や地域の活性化につながるよう、必要な助言や情報提供による支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） ありがとうございます。本当にまだまだ合併が融和していくのは、昭和の大合併、その前には明治の大合併があり、これからまだまだ我々が多分次の世界へ行くまでもずっと続くんじゃないかと思います。やっぱりこれは県行政や、また地域の行政が本当に住んでよかったという町をみんなで協力してつくっていかないとだめなのかなというふうに思います。今回、本当にたくさんの14市町を回らせていただいて、この年齢でそこまでやるんかと言うて笑われたともありました。でも、随分いろんな勉強をさせていただきました。本当に感謝したいと思います。

それでは、次に時間がありませんので移らせていただきます。これからの自治体行政で、将来の自治体の姿ということです。

7月ころかな、総務省のほうへ、自治体戦略2040構想研究会のことをちょっと聞きに行きました。人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するかの調査です。

政府の地方制度調査会は、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろを見据え、新たな地方行政のあり方について議論をスタートさせております。人口減少社会における将来の自治体の姿、そして2040年ごろ、日本は一体どのような姿か。それを乗り切る鍵とされるスマート自治体、圏域の連携とはどういうものなのか。その上で、これまでの教訓を踏まえ、将来の自治体、地方

自治体の姿をどう考えるのか。

日本の人口は2040年ごろには、およそ1億1000万人となり、今より1500万人余り減少。全国のおよそ4分の1の自治体で人口は今の半分程度になります。

総理大臣より、急速な少子高齢化、深刻な人口減少により、2040年ごろまでに歴史上体験したことのない事態に直面することにより、2040年ごろから逆算して見えてくる諸課題について具体的な解決策を検討してほしいとあります。

調査会の地方代表からは、市町村合併の特例法が平成32年3月で切れ、地方創生の努力に水を差す以外の何者でもないという、平成の大合併がどうだったのかと検証する必要があるという強い意見もあったようでございます。

今後、合併ではなく、市町村の連携がされるのは、将来自治体は水平行政、すなわち大きな自治体が周辺との広域行政を進めるのが将来像なのかと私なりにちょっと感じました。スマート自治体、圏域の連携とは何かを含めて、現在における考え方をお尋ねします。

あと4分ですので、その辺、時間調整で答弁してください。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（鈴木伸幸） それでは、自治体戦略2040構想について、今後の基礎自治体のあり方の観点から、どのように受けとめておるかということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、国におきましては、総務省が人口減少下におけます新たな自治体行政の基本的方向性として、自治体戦略2040構想を取りまとめるとともに、その構想をベースとして人口減少社会に対応した行政サービスのあり方について、本年7月に、内閣府の審議会であります第32次地方制度調査会に諮問し、その調査会は2年以内に答申をまとめる予定ということでございます。

この構想におきましては、個々の市町村が行政のフルセット主義を排して、圏域単位での自治体間の有機的な連携を図ることにより、都市機能を維持確

保していくという複数の自治体で構成します圏域マネジメントや、経営資源が大きく制約されることを前提に、従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を維持するためのスマート自治体などの問題提起がなされておるといところでございます。

県内におきましても、今後さらなる人口減少が見込まれる中、地域の実情を最もよく知る基礎自治体であります市町が、これまで地域のために多くの努力をしてきたということにつきましては尊重されるべきであるというふうにご考えておりますし、市町にとりまして地方分権の推進ですとか税財源の充実、確保ということは重要であるというふうにご考えております。

今後、国の動向を注視していくとともに、市町に寄り添いながら県と市町が一体となって地域の課題に取り組んでいくことが重要であるというふうにご考えております。

以上でございます。

〔33番 奥野英介議員登壇〕

○33番（奥野英介） ありがとうございます。もう合併して十三、四年がたってきます。まだまだ今回、いろんなまちへお伺いしたけれども、まだまだ時間がかかるのかなというふうに思います。この総務省発信のなんですけれども、2040年ということはもう本当にすぐです。やはり少子化の中でこれから次世代を担う子どもたちのためにも、我々がこういうことをかかわっている人間がきちんと次の世代のために考えていく、バトンタッチをしていく、そういうことがやっぱり大切かなと。まだ2040年か、まだ先やというようなことではなくて、もうすぐそこまで来ているんやということを皆が認識しながら次世代のために、政治をやっていくということは大事かなと、そんなふうに思います。

以上で終わりますけど、知事には年末年始、ゆっくり考えていい形になっていただきたいと思います。終わります。（拍手）

○議長（前田剛志） 4番 山本里香議員。

〔4番 山本里香議員登壇・拍手〕

○4番（山本里香） おはようございます。日本共産党の四日市市選出、山本里香でございます。30分の時間いただきましたので、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

一つ目、石油コンビナートの防災についてということでお伺いをいたします。

今年2月政府の地震調査委員会は、ここ30年間で南海トラフ巨大地震の発生確率を70から80%と改めまして、三重県では、この3月に三重県石油コンビナート等防災計画が修正もされました。

ちなみに30年以内に交通事故で負傷する確率というのが24%とされているし、火災で罹災するという確率は2%弱とされていますから、まれに起きる交通事故や火災に比較しても、高い確率で強い揺れに見舞われることが予測されているということです。

（チラシを示す）これ、11月3日です。国土交通省、三重県などが主催する大規模津波防災総合訓練が行われまして、この中でも石油コンビナートのタンク火災を想定した消火訓練、そしてコンビナートの排出油による海上火災を想定した消火訓練も行われています。

より具体的な被害想定を求めて、これまでも本会議で四日市市選出の議員の方々が様々取り上げてみえますけれども、より具体的な被害想定が必要だということを質問されたときに、当時の稲垣部長は、その当時ですね、アセスメントを今しているの、そのアセスメントを受けてさらに計画が強化されますというお答えをされてみえます。

もちろん、対策の計画を立てるには、何といっても丁寧な被害想定、最悪の状況を想定してということが必要ですけれども、（パネルを示す）これが先日、その11月3日にこちらの総合訓練のときに示された資料でありまして、被害想定、具体的に出ております。

ただ、建物の全壊とか焼失が約23.9万棟とか人的被害で亡くなる方が約4.3万人、この中に入らないといけないから、これを何とか対策を立てようという、そのもとになる被害想定でこの訓練で示されたものです。

地域別とか、それから昼夜別とかレベル別、タイプ別で詳しいこういった形の中で被害想定 of いろいろな研究調査がなされて出されておりますけれども、これはコンビナート災害を除くということになっているというふうに伺いました。

それで、石油コンビナートのアセスメントというのがありまして、（資料を示す）これが稲垣部長がかつて言われたアセスメントですが、このアセスメントを受けての、（現物を示す）この三重県石油コンビナート等防災計画というのになっております。

ところが、この中、本当に細かくいろいろ書いてあるんですけども、なかなかどのような被害想定がなされているのかがわかりにくいというふうに私は思います。

（パネルを示す）これが一つ目ですね。これがそうなります。

これには、発生に至る地震回数で250回揺れたら油がタンクから流出をするであるとか、事細かにいろいろあるわけですけども、250回のうちの今が何回目かで起こることは起こるわけで、これもなかなか意味がわかりません。

（パネルを示す）それから、こういった表もあります。これは丸と四角で区分けがしてあって、四角というのはそれぞれの場合に安全基準を超える頻度で災害が発生する、それぞれ火災など書いてあります。そして、丸がついているのは、コンビナート地区以外に影響を及ぼすおそれがあるということで、このように示されて、これを見ると、ああ、大変なことなんだということなんですけれども、なかなかイメージできません。

（パネルを示す）そして、これです。これはそれぞれ小さなものから下に行くに従ってそれぞれの内容で厳しい状況を示されるものとなっています。

これらを見ていると、結局、何かあったら一番最後のところの大変なところに行き着くんだなということで、例えば一番初めにお示しさせていただいたような建物の被害であるとか、人的被害であるとか、あと避難の数であるとか、そういったことは具体的には示されていません。地域の住民の方や従

業員の方、そして隣接して居住していなくてもコンビナートを抱える自治体市民はとて心配をしています。

このような被害想定となっていることでなかなか理解できませんが、それでよいのでしょうかというのが一つ目の質問です。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、石油コンビナートにおける被害想定等について御答弁申し上げます。

石油コンビナートでは、大量の石油、高圧ガスなどが貯蔵され、取り扱われていますので、災害から県民の皆さんの生命や財産を保護することを目的として、三重県地域防災計画とは別に、コンビナート区域を対象にした三重県石油コンビナート等防災計画を策定しています。

東日本大震災におきまして、コンビナートで甚大な被害が発生しましたので、三重県でも防災計画を見直す必要が出てまいりまして、この見直しに生かすために消防庁の新しい指針に基づいて、三重県石油コンビナート防災アセスメントを平成25年度に実施したということです。

アセスメントでは、過去最大クラス及び理論上最大クラスの南海トラフの地震と直下型地震が発生した場合を想定しまして、危険物タンク、高圧ガス貯槽など施設ごとに災害事象の発生確率を算定して危険度を示しています。

もう少し申し上げますと、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生すると、震度7の揺れが予測されます。

このアセスメントは、こうした大地震の発生時に、例えば四日市コンビナートの危険物タンクであれば、発生の危険度が最も高い少量の油の流出による火災から、発生の危険度は低いものの、コンビナート区域外への影響があるタンクを囲む堤防の外まで油が流出することによる火災という重大な災害まで様々な災害事象を想定しまして、リスク評価を行う内容となっています。

このアセスメントの結果を踏まえまして、発生の危険度の高い災害に対しまして優先的に防災対策を実施することで、発生の初期段階において重大な

災害への拡大防止を図れるよう、三重県石油コンビナート等防災計画を平成27年3月に見直しました。

この見直しにおきましては、タンクや施設の耐震性の向上や緊急遮断弁の設置促進など、地震・津波対策を強化しましたし、関係機関の情報収集・集約の円滑化など防災体制の強化等についても充実を図ったところです。

今後も最新の知見をもとに計画を継続的に見直しまして、防災対策を推進してまいります。

少しわかりにくいというお話がございましたけれども、これはこの被害想定に行き着くまでに、災害発生の拡大シナリオというのがありまして、要は何か初期事象が起こったときに、手でバルブを閉じるとか緊急遮断を行うとか消火活動を行うとか、そういう防御措置がことごとく失敗したときに、それがつながっていくと最後はそうなりますよというリスクを示したものですので、逆にいいますと、その失敗を防ぐ対策を講じれば、その確率は下がっていくと、そのような形でこの被害想定を読んでいただければと思います。

以上でございます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 段階的に先ほどの表の中でも軽度なものから手立てを講じれば、そこでとまると。最悪の場合ということで、今、リスクを考えてつくっていると。そして、それは頻度であるとか確率であるとかということの中から、この場合は一般の防災計画とは違った考え方でつくられているということの御説明をいただきました。

もちろん、そういった形でしてあるにしても、大変なことになったら最後までということについては、最悪の事態を想定して、でも、これが数的なことがわからないし、その数というのは出すことが大変難しいことだというのは承知の上でお話をさせていただきます。

千葉県では、もう少し詳しく書いています。例えば、ガスホルダーの爆発で安全限界では窓ガラスの10%が破損をするであるとか、毒性ガスの基準値



は非常に小さいけれども、最大、漏れた場合に約3.5キロメートルに影響、ただこれは気象状況によって変わる。あるいは、高圧ガス貯蔵槽の爆発火災で最大1キロメートルにガラスなどの被害があり、ファイヤーボールによる放射熱は最大4.5キロメートルまで及ぶということも記されているようなところもあります。ここでもなかなか難しいというふうに言われています。

こういう中で、本当に説明を地域にも大変していただいているとは思いますが、なかなかやっぱり最終的にかなとかいう形で不安になることと思えます。

その点、今、点検も行っているし、様々な土壌の手立てもされているとかということが、安全弁の問題もおっしゃいました。県も入って点検をして、いろいろと基準は満たしているということも毎年説明を受けますけれども、防油壁で液体の漏れが広がらないようになっているけれども、これが全部その中で受けとめられるのかとか、そのときもやっぱりこれ最近では地盤沈下や地盤の問題が大きく言われているので心配がされています。果たして防油壁はびくともしないのか。古い基準で老朽化したものはどうなのだとか、あるいは千葉県のココンビナートでは、もちろん防油堤も基準どおりのものが設けてあったんですけれども、3メートルの津波でタンク損傷の火災が起きています。

コスモ石油で自動制御弁に細工がしてあったということで、その後、四日市で調査をしたときにも同様のことが発覚している。だから、こんなことはないよということのためにあると思うんですが、毎年毎年、これまでもチェックをしていただいて、指導をしていただいても、そういうことであったということが現実であります。

そういう中で大災害、自然災害が起こったときももちろんこういうことが心配なんですけれども、日常、日頃でも大変な状況が起こっているというのがあります。

(パネルを示す) これはここ5年間の消防に報告、あるいは県へ報告された危険物と、それから高圧ガスの事故事例の数であります。ここ5年間とい

うことになっておりますので、例えば三菱マテリアルの死亡事故もこの中の1件であるし、軽微なものもあるけれども、届出をされたというものであります。

こういうようなことも含めると、平常事業をしてみえるときの保管管理も大きくちゃんとしなくちゃいけないということになっていて、あの福島原発も当時、その当時の安全基準を満たしていたはずですけども、事故を未然に防げなかったという最大の悲劇になってしまいました。原発ではないですけども、危険物を沿岸に置いて、そして高圧ガスなどパイプラインも地中にあるという中で不安は尽きません。平常時のことについてもどうお考えか、教えてください。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、平常時の防災対策や保安対策の現在の取組について御答弁申し上げます。

まず、地震・津波対策ですけども、事業者におきまして、高圧ガス保安法、消防法等の対象施設にかかる基礎ぐいの増し打ち、地盤改良などの耐震性の向上や液状化対策を行っています。県はこうした施設の安全性が十分確保されているか立入検査等で確認、指導を行っております。

それから、防災体制の強化につきましては、平時から四日市市消防本部等と連携して立入検査を実施していることに加えまして、四日市海上保安部や自衛隊、警察などとも連携した訓練を実施するなど、防災関係機関との連携強化を図っているところです。

このほか、雇用経済部におきまして、四日市コンビナートBCP強化緊急対策事業費補助金によりまして、事業所の耐震化や液状化対策などの支援を行っておりますし、防災対策部におきましても、BCPの未策定事業所を対象に、みえ防災・減災センターと連携しまして、研修やセミナーの開催などを行っています。

また、重大事故の防止に向けましては人材育成も重要ですので、産業安全塾や保安対策セミナー、コンプライアンス研修などの研修を実施していると

ころです。

住民の皆さんへの情報提供につきましても、各事業者に対し、的確な広報、周知活動を働きかけておりますし、県としましては四日市市において毎年開催されている市民総ぐるみ訓練等に参加しまして、住民の皆さんに対し災害時の対応について情報提供を図っているところでございます。

今後ともコンビナート防災対策の重要性を踏まえまして、的確に対応してまいります。

以上でございます。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 防災対策の前にはやはり被害想定をきっちりと丁寧なものにしてくれないし、それが皆さんにわかるようにということをもとに今、質問をさせていただいています。平常時及びそれから大変なことが起こることはあってはならないことですが、そのときの対応にさらなる研究と地域の皆さんにわかりやすい説明をお願いしたいということで、次に移りたいと思います。二つ目の質問に入りたいと思います。

知事にお伺いをしたいということで、全国知事会の動静も含めてお聞きをしたいと思います。

知事はその全国知事会の中で、危機管理・防災特別委員長として提言などをなされております。本当に心強い限りであります。これ、四つ続けて言いますので失礼をいたします。

先ほど石油コンビナートの防災対策で被害想定が甘いのではないかということをお私の方から指摘をさせていただいたんですけれども、このことについてどう考えてみえるか一つ目です。

二つ目は、全国知事会が7月に日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に提言したと聞いて大変感動もしております。亡くなられた前沖繩の翁長知事の基地問題は一つの都道府県の問題ではないとの訴えを受けて、2年近くかけて研究して提言されたそうです。全会一致だったそうです。鈴木知事はこの研究委員もなされていたということで、この中身の中で基地周辺以外

においても艦載機やヘリコプターによる飛行訓練等が実施されており、騒音被害や事故に対する住民の不安もあり、訓練ルートや訓練が行われる時期、内容などについて、関係の自治体へ事前説明や通告が求められるというふうになっております。

AH64アパッチ・ロングボウというのが墜落事故を起こした佐賀県の県議会では、22日に日米地位協定の見直しを求める意見書を全議員が提出者となって全会一致で可決したということや、この12月に予定が発表されております普天間飛行場に所在するMV-22オスプレイ等の訓練移転を組み込んだ、米海兵隊と陸上自衛隊との実動訓練、フォレストライト01というのが日出生台演習場や十文字原演習場においてなされるということが発表され、大分県知事は、了解するわけにはいかないと遺憾の意を表してみえます。

三重県にも、陸上自衛隊の久居駐屯地、明野駐屯地の航空学校があり、まさに他人事ではないのですが、明野にはAH64アパッチも訓練機として配備もされております。アメリカの言い値で購入している事故の多いオスプレイの離着陸訓練なども要請される可能性が今後出てくるのが本当に大変なことだと思います。このことについて知事のお考えを伺います。

三つ目、国民健康保険についてです。高過ぎる保険料ということは、以前の私の一般質問の中でも国民健康保険の家庭の方々が様々でありますので、全ての方ではないけれどもという前置きの中で国民健康保険料の負担の大きさについては大変御苦労がいろいろあるんじゃないかというふうに感じたという言葉もいただいておりますけれども、全国知事会2014年に協会けんぽ並みの保険料にするために、1兆円の公費負担増ということも要望しておられるし、三重県からも毎年、国への要望が上がっております。今、本当に保険料が高くなっている中で、三重県も財政運営の一翼を担うというか、一緒になって市町とやるわけですがけれども、こういった中で何か県としてやれることがないのかということで、お考えがあればお聞きをしたいと思います。

四つ目です。質問通告の前日、26日に、河村名古屋市長が、ナガシマスパーランド周辺をカジノを含む統合型リゾート施設IRの候補地の一つに名

を挙げられたということで、県民もびっくり、そして新聞報道等では知事もびっくりということだそうです。大変不安です。

全国知事会においても、来年度、国の施策並びに予算に関する提案・要望の中には、IRについて推進派の知事もおられる中で、都道府県等に対する適切な情報提供や十分な事前協議、そして各地域の実情についても考慮したものとする事と提言もしてみえます。カジノ事業に関しては、特に犯罪防止や青少年の健全育成、依存症対策等についても心配してみえることがうかがえます。

鈴木知事におかれましては、会見での発言が報じられておりますけれども、お考えをこの場所でお聞かせをいただきたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 4点御質問いただきましたので、順次、答弁いたします。

石油コンビナートの防災についてでありますけれども、石油コンビナートには危険物等が大量に集積していることから、ひとたび災害が発生すると、従業員の方々のみならず、住民の皆さんの安全を脅かすこととなります。加えて、操業が停止された場合、全国の事業活動にも大きな影響を与える可能性があります。

今、南海トラフ地震の脅威が増大しつつある中、石油コンビナートにおける災害を防止することは、本県の防災上の最重要課題の一つであり、県として万全の対策を講じる必要があると強く認識しております。

また、平成26年1月に本県で発生した三菱マテリアル株式会社四日市工場での事故のような、人的被害を伴う重大事故を二度と起こさないという決意のもと、教育訓練や技術伝承を確実に行う必要があると考えております。

先ほど議員から御紹介いただきました11月3日の大規模津波防災総合訓練におきましても、タンク火災を想定した消火訓練や海上における油防除訓練など、石油コンビナートの災害に対応した訓練も実施したところであります。

こうした訓練の積み重ねによるオペレーションの定着と関係機関の連携強化が極めて重要であり、今後ともこうした取組を通じ、災害発生時の対応力

の充実を図ります。

また、コンビナート防災の強化は全国的な課題でもあり、私も全国知事会危機管理・防災特別委員会の委員長を拝命しておりますので、国土強靱化に資するコンビナート護岸の強化などについて、国に対し要望を行っているところであります。

来年度、平成31年度は伊勢湾台風から60年、昭和東南海地震から75年の節目を迎えます。様々な災害への備えをしていくとともに、コンビナートの防災対策につきましても、引き続き、防災関係機関及びコンビナート事業者との連携を深めて、安全に係る取組を推進し、地域の安全・安心の確保に努めてまいります。

また、わかりやすくしっかり市民の皆さんに説明せよということは大変重要なことでありますし、実際に避難行動をとっていただいたり、身を守る行動をとっていただくためにも大変重要なことでありますので、私たちもこれによしとせず、しっかりわかりやすく伝える努力をこれからも不断に行っていきたいと思っております。

それから2点目、ヘリや日米地位協定の提言の関係です。

沖縄県をはじめとする在日米軍基地に係る基地負担の状況について、基地等の所在の有無にかかわらず広く理解し、都道府県の共通理解を深めることを目的として、平成28年11月に全国知事会米軍基地負担に関する研究会が設置され、私も研究会の一員となっております。

平成30年7月に開催されました全国知事会では、研究会の活動成果を報告するとともに、提言を取りまとめました。

この提言においては、日米安全保障体制は国民の生命財産や領土領海を守るために重要であるとの前提の上で、日米地位協定について1960年の締結以来一度も改定されておらず、補足協定等により運用改善が図られているものの、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、十分とは言えない現況であり、日米地位協定の見直しを図り、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ

円滑な立ち入りの保障などを明記することを求めています。このように基地を持たない自治体も含めて、このような提言を初めて取りまとめたことは大変意義のあることだと思います。

また、議員から基地周辺以外においても、艦載機やヘリコプターなどの飛行訓練などのお話がありました。これについては我が国の外交や安全保障に関する事案であるため、国政において大局的な観点から十分御議論いただくことが重要であります。国民の日常生活に直結する可能性もありますので、国は関係自治体やその住民に対し、十分な情報を提供し、説明を尽くす必要があると考えています。

ちなみに、佐賀県での自衛隊のヘリの事故の際には、明野駐屯地に対して我が県のほうからも安全確保、再発防止に対する強い要請を行ったところがあります。

引き続き、全国知事会を通じて、この日米地位協定の関係ですが、国民の安心・安全が脅かされることのないよう共通理解を深めるとともに、国に対して、相手があることなので難しいこともあるとは思いますが、日米両政府間で対話や協議を積極的に行い、適切な対応をとることを求めています。

3点目、国民健康保険であります。国民健康保険制度は、被用者保険などの他の医療保険に加入していない住民を被保険者とする国民皆保険の基礎として重要な役割を果たしていますが、低所得者や医療の必要性が高い高齢者が多く加入しているといった構造的な問題を抱えているため、厳しい財政状況にあると認識しています。

平成30年4月から県が市町とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たす制度改正が行われて以来、約8カ月が経過したところでありますが、現時点においては国民健康保険運営事業は順調に行われております。

保険料の賦課徴収については、国民健康保険法等に基づき、制度改正後も従来どおり市町の権限において行われていることから、県は直接に保険料の軽減等を行う立場にはありませんが、国保財政を支えるために国及び県にお

いては、国民健康保険法に基づき、市町への財政支援として、市町間の財政力の不均衡の調整や医療費適正化等の取組を支援するための調整交付金、低所得者の保険料軽減分を補填するための保険基盤安定負担金等の必要な負担をしています。

これらの県における支援の額は約160億円となっています。

さらに国民健康保険制度改革に伴い、平成30年度から毎年、約3400億円の国費を投入することとされており、県においてもこれらが安定的に交付され続けるよう、様々な機会を捉え要望を行ってまいりたいというふうに思っております。

また、その保険料の軽減につながっていくような病気の早期発見とか早期治療を徹底する、あるいは健康増進、健康づくり、健診等への積極的な参加の啓発、こういうことも県としてもしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、IRです。

IR、特定複合観光施設につきましては、観光産業などの国際競争力の強化や地域経済の振興に寄与することなどが期待される一方で、周辺地域の治安悪化、青少年の健全育成への影響、依存症の増加など、様々な社会的懸念があり、地域住民等の理解と支持を得ることが大前提であると考えています。

本県としましては、県がIRの県内誘致に主体的に取り組む意向はありません。

今後、仮にIRの誘致を行う意向を有する地域が出てくる場合には、社会的懸念など当該地域を越えて及ぶ広域的な影響を勘案しつつ、周辺自治体の考え方も聞きながら、県としても様々な角度から研究してまいりたいと考えております。

また、名古屋市の発表に関しましても、このことについてナガシマスパーランド及び地元自治体である桑名市からIRの誘致を行う意向は聞いていませんし、名古屋市の発表について驚きを持って受けとめています。

現在、担当部に指示し情報収集を行っております。昨日も名古屋市役所の方が事務方のところへ赴いていただいたようであります。



以上です。

〔4番 山本里香議員登壇〕

○4番（山本里香） 短い時間の中で四つのことでお答えをいただきましてありがとうございました。

昨日も稲垣副知事に、福祉医療費の窓口無料をすすめる会の方が知事宛ての文書を持ってみえたのに同席をさせていただきまして、そのときに、命にかかわることは重点的に考えると、多分、今のお話もそういうことだと思います。命、心、体、暮らし、今4点はそれにつながっていくと思いますけれども、それにかかわることですので最重要ということでお考えをいただいて、人の不幸の前提の施策はあり得ないし、カジノについては奪い合う商いではなくて、価値をつくり上げる商いを、やっぱりこの観光地の三重から発信をしていただくということを強く望みまして、知事が新しく政策集をつくっておられるかどうかわかりませんが、その中にこれらのことの知事の思いがどのように入ってくるかということを私は関心を持って注目をしたいと思いません。

終わります。（拍手）

○議長（前田剛志） 21番 山内道明議員。

〔21番 山内道明議員登壇・拍手〕

○21番（山内道明） 公明党、四日市市選出の山内道明です。本日はたくさんお聞きしたいことがありますので、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、障がいのある子どもと支える家族のプラットフォームとしての特別支援学校への期待として幾つか質問をさせていただきます。

今回障がい者雇用率の算定誤りが発覚をし、様々な声が上がっております。そのような中、教育警察常任委員会での声を受ける形で、11月5日に、県の子ども・福祉部と三重県特別支援学校PTA連絡協議会との意見交換会において、教育長から直接謝罪をしてほしいとのPTA会長からの要請を受け、結果、教育長の名代として担当課長が出席をされました。

会議の冒頭、今回の算定誤りに対して説明し謝罪の後、その場で代表のPTA会長からは、この算定誤りが起こった背景、根本的な要因について質問がありました。それは10月22日の教育長の定例記者会見での発言、今回の問題をはじめ諸問題の発生の原因として、教育委員会における風通しの悪さについて言及をし、そのことが算定誤りを生み出した大きな要因の一つである旨の発言を行っております。その会見の重大な部分である風通しの悪さについて説明を求めたわけです。

しかし担当課長は、風通しの悪さという教育長の重要な発言について、お答えがいただけませんでした。

これでは教育長の名代の体をなしていないとの厳しい意見のもと、その場は終結をいたしました。

もちろん協議会全体の時間に配慮してのことです。

しかし、担当課長が答えられなかったという、これこそが風通しの悪さのあらわれではないかと、教育長の重要な発言が共有されていないのではないかと、の厳しい意見がその後出ています。教育長は担当課長が答えられなかったことについては報告を受けておりますでしょうか。

県民は、当初から水増しではないかとの関心が高く、その後の動向、教育長の発言などは特に注視をしています。この会見の様子は、教育委員会のホームページに掲載をされており、公式な情報として重要なものであるはずですが、その肝心な部分についてお答えいただけなかった。これでは極めて不誠実な対応だったと言われても仕方がございません。この部分がどうなのか、これがまず一つ目の質問です。

続けて参ります。

さらに県は子どもの貧困実態調査をもとに、三重県子どもの貧困対策計画を策定していますが、ここで学校はプラットホームとして位置づけられています。実態調査結果の背景の一つに、社会において障がい者や支える家族がまだまだ力を発揮できていない現状があるように感じています。

今回の問題はプラットホームとしての学校のあり方、障がい児を支える家

族の実態に対する危機感、ここが問われています。特別支援学校を所管する教育委員会で、障がい者の就労の機会を奪い続けてきたということの重大さに対する自覚が問われているのではないのでしょうか。

就労を希望する生徒へのサポートが学校現場ではしっかり推進されていることは知っています。担当の教員が県内を駆け回って就労先を当たっていただいていることも知っています。このような中、教育委員会自らが障がい者とともに働き、職場に模範となる共生社会を築いていこうという感覚があるのかどうか、ここが問われています。

今回のPTA連絡協議会の意見交換会での説明の場は、常任委員会での声を受けての対応です。常任委員会で声が上がっていなかったらどうだったんでありましょうか。

その上で各学校現場、特に特別支援学校においてはどうか、保護者、私もその一人ではありますが、算定誤りについて説明を聞いたという記憶は特にございませぬ。こういった現状は認識をされておりますでしょうか。保護者への説明の必要性についてはどのように判断されたのでしょうか。

学校がプラットフォームであるならば、その場所できちんと説明をしていただくことが求められているのではないのでしょうか。

以上大きく2点、教育長に答弁を求めます

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 障がい者雇用率の算定誤りに対する保護者への対応についての御質問でございます。

障がい者雇用率の算定誤りは、障がいがある皆様はもとより、特別支援学校に在籍する児童生徒やその保護者の皆様、それから働くことに誇りを持ち一生懸命歩みを進めておられる卒業生の皆様の信頼を大きく裏切るものであり、深くおわびを申し上げます。

今回の算定誤りは、障害者手帳そのものを直接に確認していなかったことや、従前の調査方法を正しいと思い込み、疑うことなく実施してきたことが主な要因であると考えております。

今後は、手帳の提示や調査用紙の見直しなど調査方法についての改善を図るとともに、障がい者の皆様とともに働きやすい職場にしていくこと、そして長く働いていただける職場にしていきたいということを職員とともにしていきたいと考えております。

それから、また障がい者雇用に限らず、どの業務においても危機管理の意識を職員一人ひとりが持ち、その共有をお互いに図れる職場に組織全体で進めていきたいというふうに考えております。

それから、保護者への説明の件でございますが、特別支援学校の保護者の皆様については、算定誤りに関するこれまでの経緯、それから改善策、教育委員会の障がい者雇用を進めていくために設けました推進チーム会議の検討内容について、校長を通じて文書でお伝えしていきたいと考えております。

障がいのある方が自らの個性と能力を発揮し、活躍していただける職場となりますように、障がい者雇用の取組をより一層的確に進めていきたいというふうに考えております。

〔21番 山内道明議員登壇〕

**〇21番（山内道明）** 御答弁ありがとうございます。教育長からしっかり御答弁をいただきました。

11月5日当日、私も参加者の一人として参加をさせていただいております。やはり教育長から直接説明を聞いたかったというのが本音でございます。しっかりと今の教育長の御答弁を受けていただきまして、教育委員会全体でしっかりと前へ進んでいただきたいというふうに思ってます。

担当課長には、責任ある全権大使として来ていただきまして、何よりも説明を通して安心を届けたいという気持ちを前面に出していただきかけたなど、こんなふうに思っています。これは担当課長の個人の問題ではなくて、そんな気持ちが前面に出せる環境の改善、こういったところが教育委員会に求められているのではないのでしょうか。

今後、各学校で校長から説明をしていく方向で進めていただくということでございます。一部の校長からは、きちんと説明すべきであると思うという

声も上がっていたと聞いています。ぜひ学校というプラットフォームで児童、生徒、保護者に安心を届けていただきたいと、このように思います。

時間の関係上、これ以上は今日には行いませんが、当初この問題が発覚したとき、保護者の中で大きな問題になったかという点、肌感覚では実はそんな雰囲気は感じられなかったんです。

なぜだろうと思う中、私は二つ理由を現在感じています。

一つは、厳しい御意見になりますけれども、どうせそんなことだろうと、やっぱりかという保護者の諦めの感覚、ある保護者のそんな言葉が頭をよぎりました。

そしてもう一つは、当事者家族であるにもかかわらず、その話題を知らない、情報としてキャッチできていない、届いていないということでもあります。これが実態調査にもありましたSOSを発しないという実態なんだと実感しました。

教育長御自身、風通しが悪いと感じられているのであれば、今後どんどん現場に足を運ばれることを期待をします。教育現場には素晴らしい教員の皆さんがたくさんおられます。保護者とともに、そういった教員にも耳を傾けていただきたいと思います。教育長の指導力が発揮される事を切に願い、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、今回のこの特別支援学校PTA連絡協議会と子ども・福祉部との意見交換会におけるPTA要望の中から、次の3点について質問させていただきます。本来はかなりたくさんの要望がありましたけれども、今回は3点に絞らせていただきます。

一つ目は、就学前の視覚障がい児への相談支援体制の充実強化について、こちらは盲学校からの要望です。県下には視覚障がい乳幼児の療育センターがないため、盲学校がその機能を担っていただいているようですが、その情報が保護者に伝わっていない状況が散見されるとのことです。盲学校は小学部からの入学となりますが、未就学児についても積極的に連携、サポートをしていただいております。放課後相談や夏休みにはサマースクールを開催を

して、当事者やその家族とつながろうと独自で取組をされています。

盲学校での専門性の高い支援は県内の視覚障害児にとって非常に重要であり、保護者にとっても大きな安心感につながるという言葉を保護者からもいただいております。

しかしながら、その機能や取組が市町の障がい福祉課などにうまく伝わっていない現状があるようです。県として、盲学校と市町の窓口との連携強化を後押しをしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

二つ目、続けてまいります。特別支援学校でのヘルプマークの配付についてです。本年2月導入以降、県のほうでも積極的に啓発、普及に力を入れていただいておりますことに感謝を申し上げます。その上で、特別支援学校に通う児童・生徒、保護者にはまだまだ浸透していない、こういった現状があります。

そこで、特別支援学校の現場においてヘルプマークが直接入手できるようにしてほしい、当事者でありますので、啓発といったチラシはもちろんなんですけども、現物を入手できるようにしてほしい、配付をしてほしいという声をいただきました。ここ、ぜひ実現をお願いをしたいというふうに考えています。

そして三つ目は、特別支援学校を避難所に指定してほしいという要望です。福祉避難所という枠組みに限ったことではありません。当該学校に通学する児童・生徒、場合によっては卒業生が、その障がいの特性ゆえに地域の避難所では難しいとなった場合の最終的な安全地帯という意味での避難所です。ふだん過ごした場所に避難したいという切実な思いです。この要望も数年前から複数の特別支援学校から出ており、校長を中心に積極的に推進をする中、最終的に地元との調整がうまくつかず、まとまらず頓挫している状況があるようです。今のままでは進展は望めないという声が上がっています。そこで、県教育委員会には県立特別支援学校防災機能強化検討委員会があるというふうに伺っております。子どもたちやその家族の安心・安全につながる、また合理的配慮の観点から、ぜひ特別支援学校の避難所としての考え方、

あり方を検討会で検討いただき、それぞれの課題の異なる各学校に対して、具体的なサポートをお願いしたいと、このように考えております。

以上、3点について答弁を求めます。

〔田中 功子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（田中 功） それでは、私から2点お答え申し上げます。まず、未就学の視覚障がい者への相談支援についてでございます。

県では、視覚障がい者の地域生活を支援する拠点としまして、三重県視覚障害者支援センターを設置しております。

支援センターにおいては、点字図書館の運営や点訳・音訳ボランティア等の育成など、視覚障がい者の情報保障の取組や、地域生活に当たっての生活相談や生活訓練など、視覚障がい者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を行っているところでございます。

生活相談におきましては、必要に応じて市町や関係機関との連携を図り、いただいた相談の解決に取り組んでいるところです。また、三重大学医学部附属病院や三重県眼科医会などの協力により、医療と連携した相談会も実施しているところでございます。

一方、県立盲学校では、長年蓄積されたノウハウをもとにした視覚障がいのある乳幼児に関する相談支援等を実施しています。引き続き、支援センターにおいて盲学校と緊密に連携をしながら、視覚障がい児・者の状況に応じた支援が確実に提供できるよう努めていきます。

なお、県内における、身体障害者手帳の交付を受けている視覚障がい者は、今年4月1日現在で4265人であり、そのうち特に重度である1級の方は1500人となっています。また、18歳未満の視覚障がい児は59人であり、うち1級の方は31人となっています。

視覚障がいのある乳幼児の保護者が最初に相談に行くことが想定されるのは市町ではございますが、その相談事例は限られているため、県立盲学校の知見などを活用することは、市町にとって非常に心強いものと考えております。

今後、県立盲学校における視覚障がいのある乳幼児に関する相談支援について、機会を捉えて市町の職員に周知するとともに、県の機関や相談支援にかかわる関係機関においても情報の共有を進め、視覚障がい者やその家族がよりよい福祉サービスを受けられるよう、相談支援体制の構築に取り組んでまいります。

次に、特別支援学校におけますヘルプマークの配付についてお答え申し上げます。

県では、今年6月27日からストラップ型のヘルプマークを県の窓口で配付し、10月1日からは市町の窓口でも配付をしており、必要な方が、より身近なところで入手できるよう取組を進めております。

あわせて、ヘルプマークを見かけたら、配慮や支援の行動を起こしていただけるよう、様々な啓発に取り組んでいるところです。

特別支援学校を含みます県立学校への啓発につきましては、県立学校長会議でヘルプマークの取組を説明の上、啓発への協力依頼をさせていただいたところで、今後、各学校へチラシやポスターの配布を進めて、周知を図ってまいります。

なお、ヘルプマークの配付に当たりましては、代理人による受け取りなどにも対応しておりまして、特別支援学校の場合にも、例えば、学校を通じた申し込みに対応させていただく方法もございます。今後、学校とも相談しながら、ヘルプマークが必要な方にしっかり行き渡るよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 特別支援学校の避難所としての役割について、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど議員からも御紹介をいただきましたが、県教育委員会では、平成25年度に各県立特別支援学校の学校防災リーダー等で構成する特別支援学校防災機能強化検討委員会を設置をいたしております。そこでは、災害時に特別支援学校の児童生徒に適切な支援が行えるような対応策を検討しておるとこ



るでございます。

検討委員会では、これまで災害発生時のスクールバスの運用や防災に関するマニュアルの作成と見直しなど、そういったことについての意見交換、それから東日本大震災や熊本地震で避難所運営を行った特別支援学校からの講師を招いての講演会などを通じて、災害が発生した際の方策について、検討を行ってきました。

特別支援学校には日常的に心理面や医療面での配慮が必要な児童生徒も多く、通いなれた特別支援学校に避難することで不安の軽減などが見込まれることから、在校生や卒業生が被災した際の避難先として、県立特別支援学校を活用することについても検討していく必要があると考えております。

一方で、県立特別支援学校が避難所としての役割を果たすためには、場所の確保や物資・資機材の調達、人員体制の整備などの課題もあります。

このため、県教育委員会としましては、検討委員会において被災した在校生や卒業生を受け入れる場合に必要な対応や市町との協力体制などについての課題を整理しながら、個々の学校の実情も踏まえ、検討を進めていきたいと考えております。

〔21番 山内道明議員登壇〕

○21番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

盲学校におきましては、長年のノウハウがあるということで、非常に盲学校に通い始めて初めて希望が持てた、そんな保護者の方の声もいただいております。視覚障害者支援センターの機能をしっかりと発揮をいただきまして、そしてまた、盲学校との連携もこれから期待をさせていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

ヘルプマークにつきまして、先日、電車で通勤をしている障がい者の方が、少し迷子になってしまったということを知りました。家族の方が心配をしたところ、ヘルプマークが一つの目印となって周囲の方に保護をしてもらえたというお話を伺いました。

特別支援学校では自主通学をしている生徒もたくさんおられます。そう

いったことから非常に重要ではないかというふうに考えております。学校と連携をして手元に行き届くようにということで、先ほど御答弁いただきましたので、丁寧に推進をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

また、特別支援学校を避難所指定に向けて、この部分、先ほど教育長からありました、一方で課題も様々あると。その課題も様々現場では認識をしているつもりではありますけれども、またPTA、特に校長を中心に現場でもしっかりと市町とも連携をしながら進めてまいります、やはりその課題を克服するためには、教育委員会からのバックアップが必要というふうに痛切に感じております。従来の通り一遍の考え方ではない避難所の考え方になる部分もあるかもしれません。寄り添った形での支援をぜひお願いをしたいと思っています。

昨年、三重県の特別支援学校教育実践研究大会の地域講演がありまして、ここでごちゃまぜと、これ、ソーシャル・インクルージョンという概念になりますけれども、こういった言葉が紹介をされていました。障がい児、障がい者、子ども、認知症の高齢者などが一緒になることで、それぞれが自然な形で役割分担ができて、持てる機能が発揮できると。その結果、一人ひとりが参加する社会が生まれるという、そういった概念でありました。その反対語はソーシャル・エクスクルージョン、社会的排除だそうです。教育も医療も福祉も、自分の領域だけを考えているということ、それ自体が既に社会的な排除を生んでしまうのではないかと、講師の方は当日、投げかけておられました。

さきの三つの質問はいずれも特別支援学校が起点となって福祉あるいは防災との連携、また運動が必要となってくるものであります。

この特別支援学校教育実践研究大会、私も一度だけ参加をさせていただいたことがありますが、教育現場における子どもたちの一歩前進、一歩成長のためにかかわる先生が熱心に事例報告や研究報告をされております。保護者として大変心強く感じたことを覚えております。

障がいのある子どもと支える家族に対して、安心・安全を届けられる特別支援学校であることを期待して次の最後の質問に参ります。

この夏、日本において豪雨や記録的な高温など、地球温暖化に伴う気温の上昇と水蒸気量の増加が影響していると考えられる現象が相次ぎました。この現象は日本だけでなく、世界各地でも発生しています。

(パネルを示す) このような中、地球温暖化防止の対策には、気温の上昇そのものを抑制しようとする緩和と気温の上昇への適応、いわゆる緩和と適応が取組の両輪として重要となってきます。

とりわけ持続可能な地球環境を維持するためには、温室効果ガスの排出量を抑える、二酸化炭素を地中に貯蔵する、また自然エネルギーや再生可能エネルギーの利用促進などの緩和が重要で、2030年までの取組としてパリ協定で様々な取り決めがなされてまいりました。

しかしながら現状は厳しく、2030年に産業革命時と比較して1.5度以内の上昇に抑える目標に対し、現状は3度近く上昇すると予測をされております。

また、温室効果ガスの発生抑制などが功を奏したとしても、気温の上昇は直ちにとまることはなく、数十年にわたってその影響が続きます。

そういったことから地球温暖化の影響を和らげる適応の取組もあわせて重要となってまいります。

既に農作物の収穫量の変化、品質の低下、漁獲量の変化、動植物の分布域の変化となってあらわれ、将来的には渇水の深刻化、水害や土砂災害、高潮・高波などの災害リスクの増大、水質の悪化など様々な面で影響が生じると予測されています。

このような中、本年6月に気候変動適応法が公布をされ、明後日12月1日、地球温暖化防止月間のスタートに合わせて施行されます。そこで三重県において、この気候変動適応法への対応、取組について質問させていただきます。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長(井戸畑真之) それでは、気候変動適応法に対する三重県の考え方につきまして答弁申し上げます。

地球温暖化対策は、先ほど議員の説明にもございましたように、温室効果ガスの排出削減等を行う緩和策に加えまして、地球温暖化による気候変動の影響による被害を回避または軽減する適応策もあわせて推進することが重要である、こういう考え方に基きまして、気候変動適応法が制定されました。

本県においても、既に気候変動による影響が生じており、今後、それが長期にわたり拡大するおそれがあります。

このため、気候変動の影響による災害や健康被害から県民の命と暮らしを守り、社会・経済の健全な発展を図るために、適応策にもしっかりと取り組むことが必要であると考えております。

本県では、全国に先駆け、平成24年度から適応策の推進に関する取組を開始しており、平成28年3月には気候変動による影響と適応の考え方や、本県の適応策の基本的な方向性等を取りまとめた三重県の気候変動影響と適応のあり方についてを作成しております。

また、気候変動適応セミナーや気候講演会を開催するとともに、平成26年10月に三重県の気候変動やその影響などについてわかりやすく取りまとめた、気候変動レポート2014という小冊子を発行し、適応策の普及啓発に取り組んできたところでございます。

現在、この小冊子につきましては改定作業を進めており、最新の情報を盛り込むなど、内容を充実させ、年度内の発行を予定しております。

今後、法律の規定に基づき、地域の状況に応じた適応施策を推進するための地域気候変動適応計画の策定や、地域の気候変動影響や適応に関する情報の収集、整理、分析等を行う拠点となる地域気候変動適応センターの確保に向けて準備を進めることとしております。

また、広域的な連携による気候変動適応に関する協議を行う気候変動適応広域協議会へ参画し、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔21番 山内道明議員登壇〕

〇21番（山内道明） ありがとうございます。様々な、可能な限り、できる

限りの詳細な御答弁をいただいたというふうに思っております。平成24年からしっかりと取組を開始をしております、全国に先駆けて取組を進めていただいていることもよく存じております。

また、気候変動レポート、私も1度拝見させていただきまして、非常に詳細な内容となっております、非常にこれは有益な内容であるということで、当時発行されたときには、県立高校の教育現場でも配付されたというふうに伺っております。改訂版がまた出されるということで、しっかりとその内容に応じた取組の推進をいただきたいというふうに思っております。

先ほどの取組については、全国に先行する形ということで、その取組が評価されるものというふうに思っております。地域気候変動適応計画の策定につきましても、自然災害、健康被害、農林水産、経済産業活動など、様々な分野に及びますが、ぜひ実行力のあるものを策定をいただきたいと思います。

また、センターの設置につきましても、しっかりと推進をいただきたいというふうに思っております。

ところで、前回6月の一般質問におきまして、知事にぜひ経営戦略会議でのテーマに、持続可能な開発目標SDGsを取り上げてほしいと要望させていただきましたが、早速9月10日の経営戦略会議で取り上げていただきましたことを御礼を申し上げます。

県内各地でも志摩市の御食国食文化創生事業が政府のSDGs未来都市に選定され、四日市市が2020年改訂の総合戦略にSDGsを位置づけていく方向性も示されています。県内のNPO団体でも、例えばフレンテみえなどSDGsの取組に沿った活動が展開されており、また教育現場では中学3年生向けのSDGs副教材がこの10月から配布をされております。

さらに先日発表のありました、みえ産業振興ビジョン、こちらではSociety5.0を見据えての全面改訂ということでございました。例えば経団連などでは、このSociety5.0の実現を通じたSDGsの達成を目指している、こういった状況もあります。

課題の解決や未来創造といったところは、このみえ産業振興ビジョンの位

置づけとも合致するところであり、今後大きく期待が膨らむところであり  
ます。

その中で、みえ産業振興ビジョンの中にもありましたが、今後、県内企業の  
期待している成長産業として、トップはクリーンエネルギー関連分野とあり  
ました。これはまさしく地球温暖化によるCO<sub>2</sub>削減や省エネであります。  
また、県外企業では、AI、IoTの次に、農業・食品分野とありました。  
まさに地球温暖化の影響が大きい分野であり、緩和や適応が最も求められる  
分野への期待が大きいことがここからもわかっております。

ぜひこういった企業から選ばれる三重を目指すためにも環境、地球温暖化  
対策の先進県であることは大変重要なことであるというふうに考えます。

先日、三重県と津地方气象台によって三重県気候講演会が開催をされまし  
たが、テーマはまさに、企業経営における気候変動リスクについて考える、  
でありました。

みえ産業振興ビジョンを推進していく上でも、環境経営という視点も重要  
であることを改めてここで確認をさせていただきまして、一般質問を終結さ  
せていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 休 憩

○議長（前田剛志） 暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後1時1分開議

## 開 議

○副議長（前野和美） 御苦労さまでございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

○副議長（前野和美） 県政に対する質問を継続いたします。7番 稲森稔尚議員。

〔7番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○7番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

質問に先立ち教育長、何か随分お痩せになったようで、お互いに元気出していきたいと思います。

質問については人に優しく、県政には厳しくやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず1点目の教育機会確保法施行後の不登校、そして学び直しについて伺いたいと思います。

2016年12月、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が成立し、不登校の子どもが学校以外の場で学ぶことが公に認められるようになりました。これに先立つ文部科学省通知では、不登校は多様な要因によって、どの児童生徒にも起こり得ることであり、その行為を問題行動と判断してはならない。不登校生徒が悪いという根強い偏見を払拭することが重要というふうに示されております。文部科学省が規定した不登校とは病気や経済的理由による場合を除き、年間に連続または断続的に30日以上欠席することですが、現在、全国では小中学校の不登校の子どもの数は13万人を超え、この6割が90日以上欠席をしているという状況があり、長期的に見ても人数も割合も増加傾向にあります。

一方、内閣府の調査では、18歳以下の子どもの自殺が長期休み明けの9月1日に特に多いということが明らかになっております。学校復帰のみを目指す不登校対策がいかに子どもを追いつめてきたか、年間300人前後の子どもが自ら命を断つという状況を生み出してきた要因の一つが、ここにあるのではないかと思います。不登校が認められることで救われる命があるということです。子どもの権利条約の理念を基本として生まれたこの新しい法律が、不登校の子どもたちの希望につながるよう活用され、よりよい制度になって

いくことを願い、以下質問いたします。

まず初めに、県教育委員会としてこの法律が成立した意義をどのように考えているでしょうか、またどのように施策に取り組んでいくのか、教育長にお伺いしたいと思います。

法律に基づく基本指針には、不登校は取り巻く環境によって、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であると記されています。またさきに述べた文部科学省通知においても、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校、家庭、社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながることを期待されるとされております。

県教育委員会が直ちに取り組むべきは、この考え方の普及啓発に努めていくことだと考えます。不登校への偏見を払拭するために広範囲に広報をしていくこと。不登校の子どもや不安を抱える家族、そして教職員はじめその周辺の当事者に対して丁寧伝えていくこと。この点について教育長の考えをお聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 教育機会確保法施行後の不登校支援の御質問でございます。

平成29年2月に、義務教育の段階における教育の機会の確保等に関する法律が施行され、国では不登校児童生徒への支援の視点として、個々の状況に応じた支援を行うとともに、不登校の要因・背景が多様化・複雑化していることから、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、子どもたちが自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが必要であるとしております。県教育委員会では、こうした不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方について、生徒指導担当者を対象とした毎年



度の研修会において説明をし、周知しております。

それから、不登校に対する具体的な支援のことでございますけれども、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を配置、派遣し、児童生徒の心理的、福祉的な支援を行うとともに、貧困等、経済的な支援が必要な場合には、関係機関と連携をしております。

学校への通学が困難な子どもたちを支援するため、市町が設置している教育支援センター、適応指導教室に教諭を研修員として配置し、子どもたちの状況に応じた相談や体験活動、学習支援等を行っております。

また、フリースクール等民間施設や医療、福祉に関わる機関が協働し、不登校児童生徒への途切れのない支援を目指して設立した、みえ不登校支援ネットワークに県教育委員会も参画し、情報交換や不登校フォーラムを通じて、連携を図っているところです。

これらに加えて、新たな不登校を生まないための取組としては、推進市を指定して、小中学校が連携しながら仲間づくりや居場所づくりを進める、魅力ある学校づくりに取り組んでいるところでございます。

県教育委員会では、今後も、不登校児童生徒一人ひとりにとって何が最善であるかという視点に立って、市町教育委員会や関係機関と連携して、子どもたちの状況に応じた適切な支援を行うとともに、安心して学べる学校づくりに取り組んでまいります。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） その上で何点かお伺いをしていきたいんですけども、みえ県民力ビジョンの第二次行動計画というのがあります。その中で不登校の児童生徒への支援の活動指標、数値目標があるんですけども、その中を見ますと、小・中・高校の人口1000人当たりの不登校児童生徒を減少させることを活動指標として掲げているんですけども、不登校は決して問題行動ではなく危険回避や心の休養など肯定的に捉える必要があり、児童生徒への支援により学校以外の多様な学びの場や居場所につながることも含めて、大切なのは社会的自立にどうやってつなげていくかということだと思いますし、

そのことがこの法の施行以降、重要視されている以上、この数値目標は不適切ではないのかというふうに思うんですけども、その点の考えもお聞かせください。

○**教育長（廣田恵子）** 現在のみえ県民力ビジョン・第二次行動計画の活動指標については、先ほど答弁させていただきましたような取組を通じて、不登校児童生徒にとって安心して学べる環境づくりとしての指標として策定をしております。それは国の調査を活用して、全国との比較をしながら検証できるようにしたものとして設定をしております。

今後の指標についてでございますけども、県内における不登校の状況とか他県の状況等を踏まえて、これから検討していきたいというふうに考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○**7番（稲森稔尚）** それはちょっとだめですね。だめな答弁ですね。

他県と比較するのは大事かもしれません。どういうふうになってきたか。それをみえ県民力ビジョンの中の、あるいは教育ビジョンの中の活動指標に据えるというのは、明らかにこの法の趣旨と合致していないと思うんですけども、学校復帰ということが大前提になっているように思うんですけども、いかがですか。

○**教育長（廣田恵子）** 確かに教育機会確保法ができましたので、その法律を踏まえてということは考えております。

ただ、やっぱり子どもたちにとってそれぞれの個々の状況というのは違いますので、不登校に陥っているその状況というのを一つ一つ丁寧に把握した上で、学校に戻ってきてほしいという、義務教育ですのでそれはそれであります。

でも、法律に書いてあるように、それだけが全てではないというふうに書いてございますので、そこはきちっともう少し状況を踏まえて勉強しながら、次の何か行動計画になるのかどうかわかりませんが、その中でいろいろ検討して考えていきたいというふうに考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） あくまでも学校復帰が目的、目標ではなく、児童の社会的自立というのを十分踏まえた今後の見直しをやってほしいというふうに要望しておきます。

それから、法律の第14条では、全ての地方自治体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方で、2016年現在では、夜間中学は8都府県25市区31校にとどまっています。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、それらのニーズの把握や設置に向けた準備支援を行うこと、そして、そのための都道府県や市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置、活用が法律にうたわれているところですが、教育機会確保法は様々な理由で義務教育を受けられなかった人をはじめとする学び直しの場の保障ということを公的責任として取り組むよう求めているわけです。

まず県内で義務教育を受けることができなかった方というのはどれぐらいいて、その上で夜間中学等の設置に向けた検討を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

○教育長（廣田恵子） 未就学者の人数につきましては、平成22年実施の調査が最新の状況でございますけれども、調査結果で三重県の未就学者というのは、2206人となっております。

国勢調査においては、未就学者というのは学校に在学したことのない者または小学校を中途退学した者ということで調査が行われております。

それから、夜間中学の設置への対応についてでございますけれども、夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方、それから不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、それから外国籍の方などが、義務教育を受ける機会を保障する役割を果たしています。

三重県では、協議会を組織しておりませんが、平成28年度に国の事業を受託して、検討会議を立ち上げ、先進地の視察、それから市町教育委員会担当

者や県関係部局との協議を行いました。

平成29年度には、県内市町における夜間中学の設置に関する意向調査を行い、その結果、夜間中学の設置の意向のある市町はございませんでした。また、夜間中学に類似する取組として、日本語教室、識字学級などの実態を把握する調査を行ったところ、設置している市町は10市町で23教室ありまして、県内の日本語教室や識字学級などにおいて、他府県の夜間中学で行われているような日本語指導などの機会は設けられているという状況が確認できたところでございます。

県教育委員会としましては、夜間中学の設置に当たっての国の動向とか他県の取組状況などを把握しまして、各市町教育委員会に情報提供をしていきたいというふうに考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） この法律の第14条で、やはり就学機会を確保していくということが地方自治体の義務というふうにならわれているわけなのですが、これまで以上にそういう日本語教室だとか、あるいは識字学級もいろんなところであるかと思うんですけども、やっぱりそういうところが市町なり、民間団体なり、かなり厳しい中で取り組まれているとは思んですけども、そういうところへの財政的なものも含めた公的責任をどういうふうに果たしていくべきと考えているのかということをお聞きしたいのと、いつでも県教委が義務教育を受けられなかった方を含めて、いろんな相談に乗れるような、そういう機関との、民間なり市町との連携とか、その辺はどういうふうに考えているかということをお聞かせいただきたいんですけど。

○教育長（廣田恵子） 1点目の市町とか団体に対する具体的には財政的支援というようなことを議員おっしゃいましたけども、個々の活動に対して支援というか、補助を出すというようなことは現在のところは考えてはおりません。それはやっぱり県教育委員会として義務教育段階で市町にやっていたところがありますので、いろんな意味で国の情報でありますとか、先進的な事例とか、そういうことをうまく提供して、うまく動いていくよう

にとか、そういうような支援をしていきたいというふうに考えております。

それから、民間の連携とかそういうことについてですけども、やっぱり情報をいただくとか、実際、どうなっているかというのは、そういうところの活動を学んでこそのことだと思いますので、それが連携と言えるかどうか分かりませんが、そういうことについては話をお聞きしながら進めていきたいというふうに考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） ぜひ今後も子どものための、当事者のためのよりよい制度になるよう取り組んでいただきたいと思います。

それから、次へ行くんですけども、色覚の、色の見え方に違いのある子どもたちへの対応についてということで、色覚検査が2003年より必須項目から削除されて、今、希望者だけ個別に受けるという検査に変わっています。削除されて15年が経過して、どういう問題が起きてきたかということなんですけれども、実は自分の色の見え方に特性がある、違いがあるということを感じかない子どもたちが増えてきたと。

例えば、消防だとか航空会社とか鉄道事業者だとか、そういうところへ就職したいというときに、色覚検査を受けて自分がそういう色覚に違いがあるということを初めて知って、キャリアを、進路を断念せざるを得なかったという、そういう経験が増えているというふうに聞いています。

色覚に違いのある子どもというのは、男性で20人に一人、女性で500人に一人というふうに言われていますので、決して少ない数字ではありません。人権やプライバシーに十分に配慮した上で、色覚検査を受ける子どもたちを増やしていく必要が、このキャリア形成という観点からもあると思います。そのためには、教職員や保護者が色覚特性や検査について十分認識した上で、検査をするかしないか判断していただくべきであると思います。

検査率の向上に向けて各学校が色覚検査をどのように周知をし、どのくらい検査に結びついているか、まずは県がしっかり把握することが重要だと思いますが、教育長の考えをお聞かせください。

まとめて伺いますが、色覚チョークというのを皆さん御存じでしょうか。(パネルを示す) 白黒だったらかなりわかりにくいんですけど、これだったらすごくわかりやすいのかなというふうに思います。

かなり見えやすいチョークでして、色を判別しにくい色の見え方に違いのある子どもたちに配慮できると同時に、ユニバーサルデザインとしても幅広い人にとって見やすいチョークになっています。色覚チョークには特殊な素材を含んでいるために、従来のチョークより明るいにもかかわらず、値段は通常のチョークと変わりません。

そもそも色覚多様性の子どもも、そうでない子どもと同じように教育が受けられる当然の権利が確保されるよう、各学校で色覚チョークの普及を進めるべきと考えますが、教育長の考えをお聞かせください。

[廣田恵子教育長登壇]

○教育長(廣田恵子) 色の見え方に違いのある子どもたちへの対応にということで、色覚の検査のことについて御答弁を申し上げます。

平成26年度に文部科学省から、児童生徒が自身の色覚の特性を知らず、不利益を受けることのないように、希望者には学校で色覚検査が受けられることについて、保護者等へより積極的に周知する必要性がある旨の通知がございました。

県教育委員会では、この通知をもとに、県立高等学校に対し、生徒が職業、進路選択に当たって自身の色覚の特性を知っておくことの大切さや、希望者は学校で検査を行えることについて、入学時等の機会を捉えて、適切に保護者等に周知するとともに、入学時に健康の状況について記入し、学校に提出する調査票に新たに色覚に関する項目を設けるなどの指導をしてきました。

今後も、職業・進路選択時に生徒が不利益を受けることのないよう、教職員が色覚に関する正しい知識を持ち、保護者等への周知と検査ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

2点目の色覚チョークの導入についてのお話でございます。

色覚に特性のある生徒については、教職員が、色覚の特性に関する正確な

知識を持ち、授業をはじめとした教育活動等において配慮を行うことが必要です。

このため、現在、県教育委員会では、県立学校に対して指導主事による学校訪問等を通じて、板書には白と黄のチョークを主体に使い、白と黄以外の色チョークを使用する場合には、アンダーラインや囲みをつけるなどの色以外の情報を加えるなど、黒板の文字等が識別しやすい配色や工夫について、情報提供を行ってきたところです。

今後、県教育委員会としましては、色覚に特性のある子どもたちがより安心して学ぶことができるように色覚チョークについて県立学校での使用を促すとともに、各市町教育委員会に対しても、これらの情報提供をしていきたいと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） では、その辺の取組をよろしくお願いいたします。

それから、色覚検査なんですけれども、やっぱり早い段階からやるということが大事なので、また市町の教育委員会とも意見交換なり、そういう必要性を訴えていっていただきたいと、このことは要望しておきます。

それでは、次に沖縄のころについて伺いたいと思います。

11月の6日、草の根運動いがとして、今日傍聴に来ているんですけど、伊賀市議の宮崎議員と二人で沖縄県庁に行ってまいりました。謝花喜一郎副知事から直接お話を伺いました。謝花副知事は、翁長前知事が病気で亡くなった後、職務代理を務め、辺野古新基地建設にかかる公有水面埋立承認の撤回を行った人です。周辺の建物の高さ制限や軟弱地盤、活断層、環境保全対策など、また留意事項に定められた沖縄県との協議ということに、事業者である沖縄防衛局が繰り返しの行政指導においても、なお是正しなかったために承認撤回に踏み切ったという経緯をお聞きしてきました。

また、さらに過重な基地負担の現状や日米地位協定の不平等さ、さらに基地返還後の自由な土地利用やアジアの中心にある優位性を生かした経済発展など、とても熱いお話を聞かせていただきました。

そこで、三重県を含む我が国の安全保障を担い続けてきた沖縄県の現状に私たちが無関心でいいのか、また大いに誤解をしたままでいいのかという思い、そして何よりも沖縄県民が繰り返し示してきた民意を切り捨てる日本政府に対して怒りを持って以下質問をしたいと思えます。

午前中にも少しあったんですけども、日米地位協定の抜本的な見直しを全国知事会として行くと。その前段に鈴木知事も基地のない県の代表として米軍基地負担に関する研究会、計6回行われたということなんですけれども、沖縄だけの問題ではなく、全国の都道府県の共通理解を深めていこうということで、知事もその委員を務められていたというふうにお聞きをしています。

そこで2点伺いたいんですけども、まず知事自身、沖縄県に集中する過重な米軍基地負担をどのように認識しておられるでしょうか。

研究会では、日米安全保障体制と日本を取り巻く課題、負担軽減や日米地位協定をテーマに、共通理解を深めてきたということなんですけれども、米軍基地を持たない県の知事として、研究会で得られた成果や沖縄県の実情を広く県民に伝え、県民の共通理解とするよう積極的に取り組むべきだと考えますが、この点、いかがでしょうか。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） まず、沖縄の基地負担についての認識と、全国知事会の提言の実現などについてということで答弁させていただきます。

全国知事会米軍基地負担に関する研究会での活動を通じて、全国的に米軍基地の整理・縮小・返還が進んでいるものの、沖縄県における米軍専用施設の基地面積割合は全国の7割を占め、依然として極めて高いこと、米軍基地の存在が航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全・安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があることといった共通理解を改めて深める機会となりました。

このことを踏まえ全国知事会として、日米安全保障体制は国民の生命、財産、我が国の領土領海を守るために重要であるという前提の上で、施設ごと



に必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること、米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組を進めること、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、効果の検証を行うことを求める提言を取りまとめ、本年8月14日、全国知事会長である上田埼玉県知事ほか4名により、外務省や防衛省、在日米国大使館への要請活動が行われたところです。

先ほど午前中、山本議員への答弁でも申し上げましたが、基地を持たない自治体も含めて、このような提言を初めてまとめたことは大変意義のあることだと思います。

私としましては、沖縄県の基地問題の現状は重く受けとめなければならぬと感じており、沖縄県民の皆様のお心に寄り添いながら、基地負担の軽減に向けた不断の努力と適切な対応、またそのための日米両政府間における対話や協議の促進、こういうものを全国知事会を通じて国に求めているかなければならないと考えています。

また、県内のことにつきましては、後に質問があるかどうかわかりませんが、修学旅行などで県内の次世代を担う子たちが沖縄を訪れ、平和などについて学習をしてもらっています。そういうことなどを通じて、しっかりそういうお心に寄り添うことを次代につないでいくということに取り組んでいきたいと思っています。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 沖縄のころというふうに通告を上げさせていただきましたけれども、沖縄県というのは歴史的に見てアジアの、日本の端っこではなくアジアのど真ん中という地理的なところにあって、古くからアジアや中国やいろんなところと交流や貿易を通じて発展をしてきた。

ただ、琉球処分だとか、あるいは沖縄戦も含めて、沖縄以外の要因によって、そういう平和が脅かされてきた、平和を希求する心というのが非常に深い、そういうアイデンティティー、精神性を持った地域でして、万国津梁の

精神というふうにも言われるんですけども、その上で伺いますが、沖縄県は2015年の経済の重点分野や戦略を定めた沖縄県アジア経済戦略構想をまとめました。その地理的な優位性を生かして、国際物流や情報通信といった産業を伸ばすことなど、アジアのダイナミズムを取り入れることによって自立発展を目指すことを掲げています。

また、沖縄県の総合計画である沖縄21世紀ビジョンでは、世界に開かれた交流と共生の島を目指すべき将来像の柱に掲げて平和を希求する、沖縄のこころを沖縄県の持つソフトパワーの一つとしてアジア・太平洋地域の平和構築にも貢献しようとしています。

沖縄県が持つアジアのダイナミズムとソフトパワーとの連携を三重県自身が一層深めることはできないでしょうか。三重県の製品の輸出や販路拡大に向けての国際展開、平和を希求する沖縄県と連携した平和施策の推進など積極的な取組を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

それから、もう1点なんですけれども、沖縄県で聞いてきたのが知事、日米安保体制は重要やという立場だと思うんですけども、8割の方がそう思っているらしいんです。やっぱり平等に基地負担は全国で考えてほしい、担うべきだという考え方が沖縄県にあるというふうな声を聞いてきました。引き取り論というふうにも言われますけれども、そういう声があることについて知事の所見も最後に伺っておきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 何点かございましたけど、まず経済面の沖縄国際物流ハブにつきましては、現在も国内最大級のマッチング型商談会、沖縄大交易会に三重県の事業者、これまで平成28年度からで延べ92の事業者が商談機会の創出につなげるなど、活用させていただいておりますので、こういう販売輸送チャンネルが多数存在する中で、沖縄国際物流ハブを活用することで新規に輸出に取り組む事業者等を中心に、引き続き販路開拓の有効な手段の一つとして、沖縄大交易会等を活用し、県産農林水産物、食品の輸出拡大に向けた取組を推進してまいります。

○副議長（前野和美） 答弁は簡潔に願います。

○知事（鈴木英敬） それから、平和啓発につきましては、県立高等学校につきましては、平成30年度、県立高等学校25校が修学旅行で沖縄を訪問して平和に関する学習をしておりますので、これからもその各学校が修学旅行で沖縄を訪問する際には、平和の尊さについて学ぶ機会を設けられるよう、取り組んでまいります。

それから、最後の点につきましては、沖縄の方々のお気持ちを否定するものではありませんけれども、三重県の方々はどう考えるかということ、あるいはそもそも全国的に米軍基地の配置については、外交や安全保障の中で国においてしっかり議論されるべきものと考えております。

〔7番 稲森稔尚議員登壇〕

○7番（稲森稔尚） 肝心なことを言うのを忘れていたんですけども、琉球王朝以来には沖縄に大変素敵な織物とか文化があるということで、うらそえ織のネクタイを今日してきました。沖縄県と三重県との経済的な交流、子どもたちも含めて、そういうことを通じてもっと沖縄県にみんなで目を向けていけたらいいなというふうに思います。全国の問題として考えていきましょう。

終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 6番 倉本崇弘議員。

〔6番 倉本崇弘議員登壇・拍手〕

○6番（倉本崇弘） 大志、桑名市・桑名郡選出の倉本崇弘です。早速、質問に入らせていただきたいと思いますが、今回は3点質問を用意させていただいております、1番目で20年後の三重県の姿ということで、少し大きな議論をさせていただきたいなと思っております。そして、2番目で市町にもかわる部分ですが、予算を生み出す話を少しさせていただきたいと思っております。そして、3番目の道路の維持管理等については、限られた予算の中でも予算を使わなければいけないのではないかと、こういう話を3点させていただきたいなというふうに思っています。

それでは、早速、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。まず、1番目の20年後の三重県の姿についてお伺いをいたします。みえ県

民力ビジョンをはじめ、各種計画によって一定の期間のビジョンは、これはしっかりと示していただいています。

しかしながら、一方ではそれらの計画を実行することによって、20年後、あるいは30年後の三重県をどのように導こうとしているのかという姿がいま一つ見えにくいというふうに私は感じています。

その要因は、みえ県民力ビジョンなどが計画期間が10年であるとか、あるいは知事の任期が4年ということで10年とか4年というのが一定の区切りになるというのが一つの要因だろうと私は思っていますが、ただそういった技術的なハードルはあるにせよ、県政というのは一定、継続していかなければならないというのは、至極当然の話でありまして、20年、30年という大きなスパンでの三重県の構造を大きく変えるという、変化をさせるという計画も同時に持つておかなければならないのかなというふうに私は思っています。

今の我が国の状況を考えると、地方自治体にとっても大きな変化が求められている。平時であればそこまでのことは求められないのかもしれませんが、現状においては大きな変化が求められている今日、計画期間であるとか、知事任期という一定の縛りの中で県政運営を行っていくという、そういったところからは脱却をする必要があると私は思っています。

特に、三重県の場合は東京、大阪、名古屋、こういったところの大都市を抱えている広域自治体ではありません。ある意味では、こういった大都市を抱えているところでは、民間投資によってある程度、その地域の形というのが形づくられてくるのかなという、そんな気もいたしますが、三重県においては、そういった大都市を抱えていないということで、県がある程度、その旗振り役というものを果たしていかなければならないと私は思っておりまして、そういった意味では総花的にあらゆる分野にバランスよく投資をしていくとか、資源を投入していくというのでは、やや限界が出てくるのではないかというふうに思っています。ある特定の分野に集中的に投資をすることによってこそ、他県にない三重県の魅力というもの、そして三重県はこういう県なんだということを県外に発信をできる、こういった魅力を生み出すこ

とができるのではないかと、こう思っています。

ただ、現状として、実態としては三重県は地理的な要素として南北に長く、その地理的な条件にもよって多様な文化であったりとか、地域性であったり、産業というものが生まれているという、こういった実情にあります。

この実情は、ある意味では多様性という意味においては、それが魅力にもなりますが、他県に発信をする、一つとか二つとかある程度絞り込んで、これが三重県なんだという発信をするときには、私は弱さにもなっていくのではないかと、このように感じてまして、そういった意味では特定の分野に集中投資をすることというのは、大変重要なことというふうに考えています。

そこで、県として20年後の三重県の姿をどのように考えているか、見解をお示しをいただければと思います。

〔西城昭二戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（西城昭二） 20年後の三重県の姿についてということで御答弁を申し上げます。

中長期的な県政のあるべき姿につきましては、三重県経営戦略会議というものを設けている中で、年に3回ほどこの会議を開催しておりますけれども、年に1回ぐらいは、そういった中長期的な観点からのテーマについても委員の皆様方に御議論をいただいているところでございます。

その前提で、去る10月3日の全員協議会でお示しをさせていただきました、平成31年度三重県経営方針（案）、この冒頭におきまして、平成という元号が改められる新しい時代の始まりに当たりまして、今後目指すべき社会というものについて、三重らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会として掲げさせていただきました。

今、議員からは多様性というだけでは他県に向けて三重県の特色をPRしていく上では弱いんじゃないかという御指摘があったところでございます。

来年度は、現在進めております、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の最終年度に当たります。平成の次の時代に向けて三重の未来をしっかりと紡いでいけるように、中長期的な戦略を描いていく必要があります。

次の計画策定につきましては、みえ県民力ビジョンもそのものを見直すかどうかということも含めまして、これからの検討事項ではございます。

そうした中で、議員からは20年後のという御指摘でございましたが、そもそも何年後を見据えてそういったビジョンを描き、あるいは計画をつくるのか、また冒頭、多様性ということについて申し上げましたけれども、多様性は私は三重県の特徴、特徴の一つ、ポテンシャルの重要な要素だというふうに考えておりますけれども、そういった多様性を踏まえまして三重県らしい特色というものをどのように戦略として、計画として打ち出していくのか、ビジョン、計画としてどういうスタイルが適当なのか、そういったことについて、これからしっかりと議論していく必要があるというふうに考えております。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。

計画の一定期間があるということは私も承知の上で質問をさせていただいておりますし、大変答えるににくい質問をさせていただいているのかなとも認識をしているところではございますが、いろいろお答えをいただきました。多様性について私は否定をするつもりは毛頭ありませんでして、それだけでは弱いのではないかと、県外に発信をする際には、やはり少し絞り込みをしたほうがより魅力を伝えやすいのではないかとというふうに思っておりますので、次期の計画を策定をする際であるとか、いろいろな議論の場で、少し長期的な視点も持ちながら、いろんな議論をしていただければなというふうに思います。

それでは、次に自治体クラウドについてお伺いをしたいと思います。

そもそも自治体クラウドというのは、複数の自治体が自分たちの庁舎にある情報システムやデータを外部のデータセンター等に集約をして、共有化を図るといふ、こういったものであります。この自治体クラウドを導入をするメリットとしては、一つはコストをカットできるということでありまして。これは総務省などの示しているデータによると、従来のやり方に比べて約3割

カットができると、こういったデータも示されているわけでありまして、一定のコストカット、コスト削減のメリットがあるということでもあります。

そして、2点目は業務の共有化、標準化ということでもあります。各自治体、いろんな業務をやっているわけでありまして、その個々の自治体、各自治体がそれぞれ違うもので運用しようとする、どうしてもそれをシステム化すると、その県にしか、あるいは特定の市町にしか当てはまらないという状況になりますので、これに自治体クラウドを導入をしようとする、ある程度標準化、共通化をしていくということにつながっていくというメリットが2点目。

そして、3点目は業務の継続性の確保ということでございます。この継続性の確保というのは、特に災害時なのですが、災害が起こった際に、データが失われる、データセンターが災害が起こっているその現場にないわけで、少し遠隔地にあるわけですから、それによってデータが失われるリスクが低くなるという、こういった主に三つのメリットが挙げられます。これを導入することによって、デメリットはほとんどないわけですが、一方で県内の状況を見てみると、三重県としては比較的うまく移行が進んでいるのかなというふうに私も思っていますが、県内の市町の状況を見ると、必ずしも順調だとは言えない、こういった状況であります。

こういった状況の中で、総務省の電子自治体の加速に向けた課題整理という、こういった資料が発表されておりますが、この資料においても、県において電子自治体の取組目標として、保守、運用経費の削減効果が見込まれる自治体クラウド導入にかかわる協議の場を設定、各市区町村の独自の取組を積極的に支援することが期待をされるというふうに、こういうふうに記述をされています。

つまりは、県内市町の自主的な取組だけに委ねているのでは、なかなか自治体クラウドというのは進まないということでありまして、県のかかわりというのが極めて重要になってきます。

そこで、この資料をごらんをいただければと思うんですが、（パネルを示

す) この資料は総務省が発表をしております各都道府県における市区町村のクラウド導入状況という資料であります。この資料ですと、真ん中より少し下のほうに三重県があります。ちょうどこの数字が37.9%ということで、全国の中でいくと、真ん中より少し下ということになります。

そして、もう一つ大きな課題なのは、この表を見ていただくと、括弧で囲ってある県が幾つかあります。これは二つ以上の団体で実施をしている自治体クラウドのグループがない県でありまして、三重県もない県に該当をしています。このデータは平成29年4月1日現在のデータであります。平成29年4月現在では全国で10県、グループが組まれていないという状況であります。このグループを組むということは、どういったことを示しているかということ、人材が余りいない比較的小規模な基礎自治体において、ほかの基礎自治体と一緒にグループを組んで、それによってクラウド化を進めると、こういった取組が進んでない県ということでもあります。

これをやっていないと、この表をごらんいただいてもわかるように、比較的下位のほうに括弧でくくられた都道府県が集中をしているということがごらんいただけるかと思えます。こういった状況ですので、2団体以上でグループを組んでクラウド化を進めていくということが、極めて重要だということがおわかりいただけるかと思えます。その取組をするためにも、県としてのかかわりが重要、基礎自治体同士での話し合いというのは、なかなかうまくいかないというケースが多いので、そこで広域自治体としての県の役割というのが非常に重要になってくる、こういったことでもあります。

このクラウドに限らず、情報システムの分野においては、県内の市町の独自の取組というのは非常に専門的な人材も不足をしておりますので、なかなか限界が生じてきます。そうなってくると、一体何が悪いんだということなんですが、人材が不足してくるとどうしても現状維持、今までやっていたその継続ということになるわけではありますが、そうすると業者あるいはベンダーが固定化をされてしまって、自由競争が阻害をされる、あるいは結果として契約金額が高騰して市民であったり、県民負担がより大きくなってしま



うという、こういった課題がありますので、より透明性を高め、そして自由競争を促すためには、県の果たすべき役割は極めて大きいと私は思っています。

そこで、県内の市町において自治体クラウドの導入が遅れていると、こういうデータを今お示しをさせていただきましたが、その理由とこれまでの県の取組についてお伺いをしたいと思います。

〔鈴木伸幸地域連携部長登壇〕

**○地域連携部長（鈴木伸幸）** 自治体クラウドの導入につきまして御質問いただきましたので、お答えをさせていただきたいと思えます。

県では、平成22年度から県内の全市町とともに自治体クラウドの情報収集を開始をいたしまして、23年度にはワーキンググループを設置したということがございます。

そして、平成24年度には、自治体クラウド導入の意向のありました19市町による検討会を設置をいたしまして、具体的な機能要件ですとか、コストメリットについての検討を行ったということがございます。

ただ、そのときはシステムの個別のカスタマイズ要件が多くて、期待したコストメリットが得られないということなどの理由から、自治体クラウドの導入を見送るという結果になったところでございます。

その後、情報通信技術が進展するとともに、国から自治体クラウド導入に向けた手引書ですとかノウハウ等が提供されるなど、クラウド利用の環境が整ってきたことによりまして、全国の市区町村で自治体クラウド導入の事例が増えてきたというところでございます。

そこで三重県におきましても、再び自治体クラウド化に向けました機運の醸成を図るために、平成28年度に県内の市町を対象に自治体クラウドに係る最新動向を説明いたしますとともに、国の地域情報化アドバイザー派遣制度を活用いたしまして、自治体クラウドの専門家による勉強会を開催いたしました。

こうした中、本県におきましては、まず少数の市町でグループ化すること

ですとか、クラウド化の対象業務を限定することなど、スモールスタートでの自治体クラウド推進を検討をすることといたしまして、平成29年度には、自治体クラウド導入を前向きに検討する市町に対しまして、具体的な進め方や市町間の協定書締結に向けた助言、サポートを行ってきたところでございます。

このような取組の結果、本年3月に1市1町による自治体クラウドグループが県内で初めて結成をされ、4月から運用が開始されておるところでございます。

また、7月には中南勢地域の6町による自治体クラウドグループが結成されまして、8月から運用を開始しておるとい状況になっております。

いずれの自治体クラウドグループも運用が始まったばかりですが、一定のシステム運用コスト削減が図られておるといふう聞いておりますし、また、さらなる運用コスト削減ですとか業務の効率化等に向けまして、出力帳票等の共通化やクラウド化、対象業務範囲の拡大等に向けた取組が進められておりますので、県といたしましても、引き続き既存の自治体クラウドグループの会議等にオブザーバーとして参加をいたしまして、情報提供や助言等を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。

これまでの取組で、三重県でも一定自治体クラウドが進みつつあるということを確認させていただきました。

加えて、部長からは県としての役割が重要であるという、こういった認識も持っていただいているというふうにも確認もさせていただきました。

そこで今後の自治体クラウドの推進をしていく上で課題となること、あるいは今後の取組の方針についてお伺いをしたいと思います。

○地域連携部長（鈴木伸幸） 今後の自治体クラウドの推進の課題ということでございますが、これにつきましては様々な課題があるのかなというふう

考えております。

主な課題といたしましては、パッケージシステムに業務を合わせまして、カスタマイズを最小限にするというような業務の標準化を図ることが必要になってまいりますし、経費の負担割合ですとか体制につきまして、構成団体間で合意調整を進めることが必要になってくるだろうというようなことが考えられるかなというふうに思っております。

私どもといたしましては、今後とも自治体クラウドについての国の動向を注視しまして、市町に対して各種情報を提供いたしますとともに、新たに自治体クラウドを検討する市町による検討会議等にオブザーバーとして参画していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。ぜひ引き続き取組のほうを積極的に行っていただければと思います。

少し私も先ほどの質問の中でも述べさせていただきましたが、専門的な人材も不足をしていると思いますので、そういった情報提供というのも非常に重要なかなというふうに感じておりますので、情報提供も含めてしっかりとお取り組みをいただきたいなというふうに思います。

それでは、3番目の道路の維持管理等の見える化についてお伺いをしたいと思います。

これは道路を例に挙げさせていただきましたが、道路だけではなく橋であったり、建物であったりといったものでも同じことが言えると思うんですが、維持管理等の対策箇所に対して、予算が限りある現状にあり、できることは限られているというふうに私も認識をしています。

そういった中で毎年、着手できるところが限られており、要対策箇所が年々膨らんでいくのではないかと、そして積み残されていくのではないかとこのことを大変懸念をいたしております。この要対策先の積み残しというのは、県債残高が増えてくるというのと同じであると私は認識をしております、

将来にツケを先送りをしているということになるんだろうというふうには私は認識をいたしているところでございます。

必要な時期に必要な量の修繕をしっかりと行うということは、これは至極当然のことでありまして、これを先送りして財政が健全化されてきても、その裏には要修繕先が山積をしているという状況であってはならないということだと私は認識をしています。

そういった中でこのままのやり方でやっていると、いつの間にか、要対策箇所が5倍、10倍と膨らんでいくのではないかと、こんなおそれを私は持っています。

そこで、長期的な修繕計画のようなものをつくって見える化を図り、そして計画的に修繕を行うべきであると私は考えますが、県の考え方をお示しいただければと思います。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（渡辺克己）** 道路の維持管理等の見える化について御答弁いたします。

道路の維持管理につきましては、新たな道路網の整備により、管理する道路施設が増加するとともに、高度経済成長期に整備した多くの施設につきまして老朽化対策が必要となってきました。

平成25年の道路法改正等を受けまして、橋梁など道路施設の修繕計画を順次策定し、その計画に基づき点検、診断、措置、記録というメンテナンスサイクルに従い事業を実施しております。

また、区画線の引き直し、舗装修繕、のり面对策等につきましては、実施箇所の選定基準を定め、優先度の高い箇所から順次計画的な事業実施に努めておるところでございます。

さらに、道路除草につきましては、業務委託に加えて、道路美化ボランティアや自治会への除草委託等の制度により、住民の皆様の御協力も得ながら道路除草を行っているところでございます。

また、道路施設の日常管理につきましては、通行の安全性や快適性の確保

のため、道路パトロール等を行い、施設の異常や損傷などの早期発見に努め、緊急的な対策も実施をしているところでございます。

このような多様な維持管理業務に取り組んでいるところでございますが、地域の皆様からの多くの御要望には十分にお応えできていないのが現状であるというふうに考えております。

このため、道路の維持管理予算の安定的な確保を目的に、公共施設等適正管理推進事業債などの有利な起債事業の活用や、歩道橋ネーミングライツ等による財源の確保、トンネル照明のLED化など、ライフサイクルコストの縮減に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

また、道路施設の点検結果や修繕の必要性等につきまして、よりわかりやすくお示ししながら、客観的な基準や緊急性を伴う事業の優先度を明確にすることによりまして、維持管理の見える化をより一層進め、県民の皆様の理解が得られるように道路の維持管理に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○6番（倉本崇弘） ありがとうございます。

一定、仕組みであるとか、現在の取組というものは理解をいたしました、そもそも県が考えている要対策箇所と地元が必要としている対策箇所というものに大きな差があるのではないかなというふうに私は日ごろから感じておりまして、こういったところの差というものが本当に必要のないもの、あるいは緊急性が必要なければ、それはそれでいいのかもしれないのですが、地元の人たちが必要だと感じているというのは間違いないことで、それを受けて要望書などを各建設事務所等にお出しをいただいている。そして、それをお受けをしているわけですから、受けた時点である程度の期間でやっていかなければ、県に対する信頼も失われていくと思いますし、この共有化というのは、要望をされている県民の皆さんと県当局の皆さんとの思いの差というのは埋める必要が私はあると思うんですが、つまるところ、これは私はなかなか厳しい状況ではあると思いますが、より多くの予算をある程度、修繕費

については確保しなければ、大分実情と乖離が出てきているんだろうというふうに思いますが、その辺の考え方についてももう一度、お伺いをしたいと思えます。

○**県土整備部長（渡辺克己）** 点検等を行って、その結果に基づいて一定の期間で修繕をしていくというのは、まずやっていく必要があるのでやっていっておるといところでございます。

地域の皆様からの御要望につきましては、かなり多くの要望、上がってきておりますので、その必要性とか対策につきまして地域の皆様に御説明もしながら、優先順位をつけてやっていきたいというふうに考えております。

〔6番 倉本崇弘議員登壇〕

○**6番（倉本崇弘）** ありがとうございます。

一つは、県の考えている優先度というものを御要望いただいた皆さんにしっかりと説明するということが重要なんだろうと思いますし、それと同時に、必要な予算額が不足をしているというのは、これはどう説明をしても、事実として足りないんだろうと私は思いますので、しっかりと予算を確保するように努めていただければと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○**副議長（前野和美）** 8番 野村保夫議員。

〔8番 野村保夫議員登壇・拍手〕

○**8番（野村保夫）** 議席番号8番、海女と真珠のふるさと鳥羽市選出の野村でございます。今日は4件について質問をさせていただきます。

私の住んでいるところでは、朝7時を過ぎますと、漁協から今日はナマコ、サザエの口があきましたと、海女さんの放送から始まります。まず、海女さんはそこから1日の作業が始まるんですけども、その海女さんに日常に関連する水産政策の改革についてから質問に入らせていただきたいと思います。

三重県の水産業は、その海岸線が約1088キロメートルあり、大小の河川が注ぎ、遠浅の砂浜が広がる伊勢湾地域、湾内の海水と外湾の海洋水が複雑に

まじる伊勢湾口部や、リアス海岸による天然漁礁を有した好漁場の鳥羽志摩地域、黒潮踊る熊野地域に分かれ、それぞれの地域の特色を生かした多種多様な漁業が営まれています。

伊勢湾地域では、海面に近いイカナゴやカタクチイワシなどの魚種を対象とした、バッチ網漁や船びき網漁等の漁業が行われており、伊勢湾口部の伊勢志摩地域では、代表的な海女漁によるアワビ、サザエ、ウニ等のほかにもタイ、ヒラメ、トラフグなどをとる一本釣り、はえ縄漁が行われており、カキや黒ノリの養殖も盛んに行われています。

また、熊野灘地区では回遊魚が多く寄ることから、ブリを多くとる大型定置網やカツオ、サバ、アジなどの一本釣りのほか、近海沖合漁業によりマグロやカツオ漁も盛んであり、特にカツオ漁においては静岡県に次いで全国2位の漁獲量となっています。

こんな中、水産政策の改革について、本年6月に政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農林水産業・地域の創造活力プランが改定され、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目的とした水産政策の改革が実施されることとされました。

さきの環境生活農林水産常任委員会の委員長報告でも、県当局に対し、改革内容の情報共有や、国に対して漁業者などの意見への配慮や必要な予算の確保を求めることを要望してもらったところであります。

8月に開催された水産政策の改革に係る説明会に出席した漁業者の方からは、今の制度と余り変わらないので安心したとの声がある一方、新たな資源管理の導入により、一時的な収入の減少が危惧されるといった心配される声も聞きます。

水産政策の改革は今後の水産業の方向性を決めるものであり、都道府県の果たす役割は大きいものと考えますが、県として国が進める水産政策の改革に対して、どのように対応していかれるのか、知事の考えをお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 国が進める水産政策の改革に対してどう対応していくかについての考え方を述べたいと思います。

本県は、伊勢湾海域、鳥羽・志摩海域、熊野灘海域といった変化に富んだ海域のもとで、それぞれの特徴を生かした多様な水産業が営まれ、全国でも有数の水産県となっています。

しかしながら、本県の重要な水産資源の多くが減少傾向にあることから、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を目指す水産政策の改革にしっかりと対応していくことが、本県の水産業、漁村の活性化に重要であると考えています。

この改革においては、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた就業構造を確立することを目指し、国際的な評価方法に基づく資源管理の強化、漁獲量を漁業者または漁船ごとに割り当てるIQ制度の導入など、新たな資源管理システムを構築するほか、生産性の向上に資する漁業許可制度や養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しなどを進めることとされています。

こうした改革については、私も水産関係団体の皆さんから直接話を伺っており、資源管理の強化に伴う減収等に対して心配する御意見もあることをお聞きしております。

このため、本年11月に国に対して、水産業改革に当たっては、漁業者及び水産関係団体の意見を十分に聞いた上で取組を進めるとともに、取組内容について十分な情報共有を図ること、また漁業収入安定対策等の拡充など必要な予算を国において十分に確保するよう要望したところです。

県としましても、引き続き、これまで漁場管理や資源管理の中核を担ってきた漁協等の役割を重視し、漁業者や漁協の皆さんとしっかりとコミュニケーションをとりながら適切に水産政策の改革に対応していきます。

さらに、この改革を契機に、資源管理の実効性を高めるとともに、漁場を最大限有効活用することで、三重県全体の漁業生産力を高めるなど、水産王国みえの復活に向けた取組を進めてまいります。



〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） 御答弁ありがとうございます。

水産政策の改革について、県として漁業者や漁協ともしっかりコミュニケーションをとりながら進めていただきたいと。よろしくお願ひします。

次に、ここからは改革の各論についてお聞きしたいと思います。

海面利用制度の見直しに関して11月8日の中日新聞に、東大の鈴木教授の記事が掲載されています。その記事の一部を少し紹介させていただきます。

漁業を代々なりわいにしてきた地域で学んだのは、立体的に浜を利用する知恵である。定置網の手前で魚をとったら定置は成り立たないし、マグロを養殖する区域で漁船が高速移動すれば魚に負担がかかる。資源をうまく使うために漁師たちは漁協に集って年間計画をつくり、潮目が変われば計画を変更し、よく育つ漁場は年ごとに分け合うなどして共存してきた。区画漁業権や定置漁業権の優先順位を撤廃して知事が免許を与えるようになれば、共同管理できない区画が虫食い状態になってしまう。共有資源は利用者がルールを守ることで適切に管理される。企業は自らの利益を最大化しようと成果が上がらなければ撤退するだろう。乱獲で資源が枯渇し過密養殖で海が汚れるおそれもある。そんなとき企業は責任をとるだろうかという記事が掲載されていました。

これまで漁業者たちが自分たちでルールをつくって、自分たちでそれを守って漁場管理をしてきました。

それが、新たに企業が参入することで、これまでのような漁場管理ができるのかどうか、そのあたりが漁業者の方も一番心配されているところだと思いますので、どのように考えているのかお聞かせください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 新たに企業が参入することによる漁場管理についてということで御答弁申し上げます。

県では、従来から、漁業権の切りかえの際には、漁場を最大限に有効活用するよう、漁協等を指導しているところでありまして、これまでも養殖業等

において企業が参入を希望する場合には、地元漁協と十分に調整が図られ、漁業調整等に支障がないと判断した上で、事前に免許の内容等を定めた漁場計画、これを作成いたしまして免許してきたというところでございます。

現在、例えば、クロマグロ養殖では、県外の企業が1社、それと県内の企業4社が、地元漁協と調整を図った上で参入をしております。

国が示しております漁業法改正案では、イセエビやアワビ等をとる漁業を営む共同漁業権、また魚や貝、海藻を養殖する区画漁業権、それと定置網を営む定置漁業権の三つの漁業権制度は維持されるということになっていて、このうち、共同漁業権は従来どおり漁協または漁連のみに免許されるというふうになっております。

区画漁業権や定置漁業権は、これまで法律で免許の優先順位が定められておりましたけども、今後は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許するというふうに改正が行われる予定となっております。

ただし、地元漁協と調整した上で漁場計画を策定いたしまして、免許するという方法については大きな変更はなく、漁協など既存の漁業権者が適切かつ有効に漁場を活用している場合には、引き続き免許するということになります。

また、漁業権者の責務といたしまして、漁場を適切かつ有効に活用するよう努めるとともに、漁場の活用状況等を県に報告することというふうになっております。

県は報告を受けた事項につきまして、他の漁業の生産活動に支障を及ぼす場合や、また海洋環境の悪化を引き起こすなど適切に活用されていない場合には、海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で、指導や勧告等を行うこととなります。

こうした取組により、今後新たに企業が参入した場合においても、漁場が適切に管理されるよう、県としても役割を果たしていきたいというふうに考えております。

今後も引き続き、既存の漁業者をはじめ、新たに参入する漁業者が、意欲

を持って漁業を継続できるよう、漁協等と十分に連携を図りながら、漁場の有効活用を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。漁協と話し合いながらということで、しっかりとそのあたりのところをお願いしたいと思います。

続きまして、今回の水産政策の改革においては、水産資源の適切な管理も重点な施策として位置づけ、資源の維持または、増大による安定した漁業の実現を目的としています。

現在、鳥羽市においては県の支援も受けながら、答志島トロさわらの取組を進めており、知事からも総括質疑のときには意見をお聞かせいただきました。鳥羽ブランド魚でもある答志島トロさわらを安定的に供給するために資源管理にも鳥羽のほうも努めているところでございます。

また、海女漁にとって重要なアワビなどについても、先ほど紹介させてもらったように、口あげ制度やら時間制限を設けて、私のところでは90分なんですけども、そのようにして資源管理にも努めています。資源の確保・増大がこのごろは、そうやって守らなくては資源の確保なんかは難しくなっているということでもあります。

今後も資源管理の取組を進め、沿岸に生息する水産物を持続的、安定的に利用していくことが、もうかる水産業の実現や担い手の確保にもつながるものと考えますけども、県として、今度は資源管理の推進について、どのように考えているのかお聞かせください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 資源管理の推進についてということで御答弁申し上げます。

県では、水産資源の持続的利用を図るため、資源管理に参加する漁業者の割合という、このことをみえ県民力ビジョン・第二次行動計画の活動指標に位置づけておりまして、平成31年度の目標として30%の達成に向けて取り組

んでいるというところございます。

鳥羽市では、アワビやイセエビについて資源管理計画が作成されておりまして、自主的な資源管理が実施されるなど、県内では平成30年10月末現在で、漁業者によりまして38の計画が取り組まれておりまして、活動指標の進捗率は26.6%というふうになっております。

国の水産政策の改革では、持続的に生産可能な最大の漁獲量、MSYというふうに称しておりますが、このMSYを達成できる資源水準の維持または回復を目標といたしまして、新たな資源管理システムの構築を進めるということとしております。

この中では、資源評価を行っている魚種の拡大や、漁獲可能量、TACでございますが、これを定める魚種の拡大、また漁船ごとに漁獲量を割り当てるIQ制度を遠洋沖合漁業などの大臣許可漁業から導入するなど取組を進めることというふうにしております。

県といたしましても、資源管理対象魚種の拡大や資源管理の強化により、水産資源の持続的利用が期待されることから、国の資源評価に加えまして、アワビやサワラ、イセエビなど本県の重要な沿岸資源につきましても、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価を進め、効果的な資源管理につなげていきたいというふうに考えております。

また、11月には、国に対しまして、新たな資源管理に伴う資源評価対象魚種の増加等に対応するために、漁業・海洋データの収集体制の整備に向けた予算確保を求めるとともに、資源管理の強化に伴う漁業者の一時的な減収というのも懸念されますことから、収入安定対策の拡充を要望したというところでございます。

今後は、漁業者の皆さんと連携しながら、実効性の高い新たな資源管理体制への転換を進め、重要な沿岸資源の増大や安定供給を図ることで、もうかる水産業の実現につなげてまいりたいというふうに考えております。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。

資源管理につきましては、ぜひともみえ県民力ビジョン・第二次行動計画の平成31年度目標の達成に御尽力いただきますように、よろしくお願い致します。

続きまして、後継者の育成、担い手づくりについてお聞きいたします。

三重県の水産業にあつては課題は多くありますけども、長引く魚価の低迷、燃油の高騰、消費者の魚離れなど多くの課題がある中、最も大きな課題は漁業従事者の高齢化による後継者の育成だと思っています。

前回の質問では海女さんの減少、どんどん少なくなっているということで質問させてもらいましたけども、浜へ行って漁船を見て、これは海女さんだけではなくて、漁業従事者全体が減っているんだなというふうに感じています。

漁業就業者数は年々減ってきているのはちょっと調べさせてもらったんですけども、三重県では平成15年には1万2261人いたんですけども、平成25年には7791人、また鳥羽市においては平成14年には正組合員が1876人が、平成25年には793人と1000人以上も減少してきております。私の住んでいるところにおいても、専業漁師さんは本当に指折り数えるぐらいに減ってきておまして、漁船の数を見ても減っているのが目に見えてわかるというふうな状況にあります。

今後も三重県の水産を考えますと、後継者の育成が本当に大切だというふうに思っております。どのように考えているのかお聞きかせください。

〔岡村昌和農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（岡村昌和） 水産業における後継者の育成についてお答えを申し上げます。

漁業就業者数が減少傾向にある中、水産業、漁村を支え、活性化していくためには、次代を担う若者の漁業への就業を促すことが重要であるというふうに考えております。

このため、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画では、新規就業者数、45歳未満でございますけども、この新規就業者数を増加させるということを活

動指標に上げまして、関係団体、市町等々と連携を図りながら、水産業の担い手の確保、育成に取り組んでいるというところでございます。

具体的取組といたしましては、県では、平成24年度から、水産関係団体と連携しながら、就業希望者が円滑に就業し漁村に定着できるよう、漁協が開設いたします漁師塾の取組を支援しております。現在、海女の育成を行う志摩市の畔志賀漁師塾や、定置網漁業での受け入れを行う尾鷲市の早田漁師塾など県内6地区で開設されておまして、これまで12名が地元漁業に就業しております。

また、平成28年度からは、県内外の学生を対象にいたしまして、県内漁業への就業を促進いたします漁業インターンシップも実施をしておまして、これはこれまでも25名が参加いたしまして、うち2名が鳥羽市のワカメ養殖業と志摩市のカキ養殖業のほうに就職をさせていただいております。

また、今年度からは、漁業への就業を希望する若者等の雇用の受け皿となります安定した経営体を確保、育成するために、協業化、法人化を検討する地区への専門家の派遣などに取り組んでいるところでございます。

また、さらに今後は、若者等が魅力を感じる働きやすい水産業の実現に向けまして、ICTや、あるいはAI等を活用した技術の見える化、また作業の自動化、効率化など、生産性や所得の向上、働き方改革につながる水産業のスマート化を加速させていきたいというふうに考えております。

今後も引き続き、漁業者や水産関係団体、また市町など関係者と十分に連携を図りながら、様々な対策によりまして、水産業の新たな担い手の確保、育成にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。自分たちの近くの畔志賀塾や早田漁協なんかも勉強に行かせてもらって見てるんですけども、私のところの海女さんも地元の、私より少し年配の方なんですけども、よそから嫁いでみえた若いお嫁さんに海女漁を指導してるというふうに、漁師たちも地道に努力はしているんですけども、また県のほうも御協力をよろしくお願いいたし

ます。

続きまして防災・高潮対策について質問させていただきます。

近年、地球温暖化の影響か海水温が上昇し、水蒸気量が上昇、それに伴い台風が大型化してきているように思います。

日本近海の海水温も同じく上昇してきていますので、大型化した台風は強い勢力を保ったまま日本に接近、上陸といったケースが増えてきており、全国各地で大きな被害をもたらしています。

今年の9月4日から5日にかけて徳島県に上陸した台風第21号では、県内にも暴風や大雨をもたらし、停電も発生し、大きな被害が出ました。

また、台風が直撃した関西地方では、関西国際空港が暴風によって漂流した船が連絡橋を損傷させたこともあったのですが、それに伴う高潮の発生によって冠水したことも重なり、数日間空港が閉鎖される事態になるなど、生活面や経済面でも大きな被害が発生しました。

また、9月30日に和歌山県に上陸した台風第24号では、三重県への接近と満潮時間が重なり、伊勢湾台風級の高潮が発生すると幾度となくテレビやラジオ等で盛んにアナウンスされていました。

幸いにも本県においては少し台風速度と満潮の時間が予想とずれたために、高潮による被害は余り記録されていませんけども、それでも鳥羽で107センチメートル、熊野で80センチメートルと、いつもの潮位より高かったことが記録されています。

今後もこのような高潮やそれ以上の高潮の発生が懸念されますが、今回、三重県版タイムラインも策定されているということをお聞きしましたので、どのように生かしたのか、そのあたりのところをお聞かせください。

〔福永和伸防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（福永和伸） それでは、三重県版タイムラインにおける高潮対策に関しまして答弁申し上げます。

南北に海岸線が長い本県では、伊勢湾台風で甚大な被害を経験した教訓も踏まえまして、高潮に対しまして厳重な警戒体制を敷いて対策に当たってい

るところです。

三重県版タイムラインにおける高潮対策としましては、水門、樋門、排水機場等の事前対策、ダム、水門等の操作、陸閘等の事前閉鎖状況等の把握などの行動項目を時系列に沿って設定しておりまして、台風接近の状況に応じて、関係機関と連携して、事前の対策を徹底をしています。

伊勢湾台風に匹敵する記録的な高潮となるというおそれがあるとされました今年の台風第24号の接近時におきましては、市町や関係機関とも連携しまして、タイムラインに基づき漏れない対策を行いました。

具体的には、気象台の職員に県災害対策本部に常駐いただきまして、気象情報を迅速に収集して、県民の皆さんに対し、満潮時の警戒、早めの避難行動などをLINEやツイッターを通じてきめ細かく呼びかけました。

また、報道機関に対しましても、今回の台風接近の状況を積極的にきめ細かく報道いただくように文書を発出しまして働きかけました。

このような本県の対策や、気象台から市町への直接の呼びかけもありまして、その結果、複数の市町が連携して避難勧告を発令したり、一部の市において沿岸部の避難所を閉鎖して、内陸部の避難所への誘導を行ったりするなど、関係市町においても主体的に対策が講じられたところでございます。

現在、本県では、各市町や関係機関の意見を踏まえまして、市町タイムライン基本モデルを作成しておりまして、今回の台風対応を含めたこれまでの本県のノウハウもその中に盛り込むこととしております。基本モデル策定後は、各市町のタイムライン策定を会議や研修会等を通じて働きかけていく予定でございます。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。よくわかりました。

続いてお聞きします。過去に三重県で高潮による大規模な被害が発生したのは昭和34年の伊勢湾台風だと思うんですけども、堤防もそのときに整備されたものが多いというふうに思います。

私も当時4歳か5歳ぐらいで、うっすらとしか覚えがないんですけども、



それまで何か土の堤防があつて、木や樹木が生えていたのが、その台風、伊勢湾台風以後、コンクリートの波返しのついた堤防に変わったというふうに思っています。

それと、2年ほど前に、地籍調査がありまして、そこで私も海岸の横に土地があつてそこで立会したんですけども、そのときに、私の土地がちょうど堤防を建設することによって分断されて、200坪ぐらいあつたんですけども、180坪ぐらいが、どう言うんですかね、海の中になってしまったということが今回の地籍調査でもはっきりして、残り少し残つたんですけども、そうやって堤防をつくるのに急ピッチで、あんまり立ち会いというよりも、それよりもまず被害を防ぐということが一番ということを考えて、堤防を建設したというふうに思います。

それくらい急ピッチで堤防がつくられたんですけども、それから昭和34年ですので、もう本当に60年ぐらいたっているということで、当初に、建設当時に予想された強度、機能が十分保たれているのかというふうなことも懸念されます。そして、今回の伊勢湾台風並みの台風というんですけども、伊勢湾台風並み、それ以上の台風が襲ってきたときには、その堤防で守れるのかというふうなことも危惧されます。

しかし、そんな堤防を三重県の、この海岸線の長い三重県を堤防を整備するということになれば、本当に莫大な費用や時間がかかると思うんで、そうなりますと、同時にハザードマップを使った区域とか、安全、避難対策のためのソフト面の対策が同時に並行して必要になってこようかというように思うんですけども、老朽化した堤防を見直すのと同時に、ハードとソフトを並行してやっていくには、やっぱり県としての考えがそこにこういった形で進めていくということが必要だと思いますので、そのあたりのところを県土整備部のほうはどのように考えておられるのか、お聞かせください。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） 高潮に対するハード対策、ソフト対策の取組についてお答えをいたします。

まず、ハード対策でございますが、海岸の高潮対策といたしましては、堤防のかさ上げや離岸堤などを設置し、伊勢湾台風と同規模の高潮に対して浸水被害が生じないように整備を進めておりまして、現在、城南第一地区海岸など12カ所で事業を実施しております。

また、既設堤防の経年による機能低下に対しましては、平成24年度から26年度にかけて、緊急的な補強対策を実施するなど、防護機能の回復を図っているところでございます。

次に、ソフト対策でございますが、近年、台風の規模が大型化しており、スーパー伊勢湾台風と呼ばれるような伊勢湾台風を超える規模の台風が襲来した場合においては、県内でも甚大な高潮被害が懸念されるところでございます。

このように施設の能力を超える規模の高潮が発生する可能性はあることから、高潮被害が発生することを前提とした、住民の確実な避難を促進するソフト対策が重要となってまいります。

このため、本県では、想定し得る最大規模の高潮を対象とした、伊勢湾沿岸における高潮浸水想定区域図の策定に本年度から着手しており、来年度中の策定、公表を目指しております。

今後は、策定した浸水想定区域図を市町へ提供することにより、市町における具体的な避難計画のもととなる高潮ハザードマップの作成を支援していきたいと考えております。

施設では防ぎきれない災害は必ず発生するものとの意識を持ちまして、ハード対策とソフト対策の両面で、高潮被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。

高潮想定区域図なんかは、やっぱり市町の避難計画のもとになるところでございますので、ぜひともそのあたりを早く進めていただきますように、よろしく願いいたします。

続きまして、宿泊業の魅力向上について質問させていただきます。

観光関連産業は、その経済効果が宿泊業や飲食業といった分野だけでなく、特産品を活用した製造業や、小売業など幅広い分野に波及する裾野の広い産業であります。

伊勢志摩地域は、伊勢志摩国立公園を中心に風光明媚な景観や豊富な食材を求めて、多くの観光客の方に訪れてもらっています。

私の地元である鳥羽市では、古くは泊り場と呼ばれ伊勢神宮への参拝者を食や独自性のある文化で、多くの旅人をもてなし、温かく迎えてきました。

昭和40年代、50年代の高度成長時代には、特に多くの方に訪れていただき、ホテル、旅館、民宿など、多くの宿泊施設が建設されてきました。

現在でも、約160件の宿泊施設があり、年間約450万人の方が訪れ、そのうち約180万人の方に宿泊してもらっています。

宿泊業は、多くの人の就労の場となっているとともに、地域の経済を支える重要な産業となっています。

しかし、人口減少、高齢化の進行や若者や子育て世代の転出超過などにより、県内の労働力不足が深刻化する中で、市内の宿泊業では、フロント、配膳、調理補助、洗い場に売店と、全ての業務において人手不足が生じており、そのため、収容人数を70%から80%に抑えて営業を行う事業所や、事業の継続が困難になり、廃業が懸念される事業所なども見受けられるようになってきました。

そういった状況の中、鳥羽市では働き手を求める、旅館やホテルなどの宿泊業者と、働きたい市民とをつなげる事業を実施しており、社会とのつながりを持ちながら、生涯生き生きと活躍できるまちづくりを目指し、仕事をすることで暮らしが豊かになり、人から頼りにされることを目的とした、新しい取組として、とばびと活躍プロジェクトといった事業を始めました。

(パネルを示す) このプロジェクトでは、中抜き時間を挟んで、早朝から夜間までの長時間労働や、土日の勤務といった宿泊業の就労時間の見直しなどについて、経営者の方と意見交換を行うとともに、働きたいと考えている

人に、鳥羽の旅館やホテルで働いている姿を見学していただいたり、働いている方と話したりして、宿泊業を理解してもらうツアーも実施しています。

これがツアーなんですけども、（パネルを示す）これは働いてもらう時間を区切ったり、仕事の内容を詳細に紹介したりしています。これを冊子にして鳥羽市が市内の方に見てもらおうような努力をして、働いてもらう方を募集しているというようなところでもあります。

このように現場を実際に見学してもらったり、仕事を細分化することで業務の切り分けを行い、少しの空き時間を有効に活用して、働いてもらえるということで、人手の足りない事業所と、働きたい方をつなげる取組であります。

また、鳥羽市が無料の職業案内所を設定して、これです。（パネルを示す）これなんですけども、このように鳥羽市がミニハローワーク的なことをやったりして、それも社会福祉協議会とともに実施していると。その中には障がいを持っておられる方も働いているということも紹介させていただきます。

そして先日、鳥羽のおかみ会の方からもお話を聞く機会がございまして、人材確保と、宿泊業の魅力を理解してもらうため、三重県内の高校や大学といった学校を訪問して、仕事の時間が長いとかきつい、休みがとれないなどといったイメージを払拭するための説明とか、中にはある方なんですけども、派遣やパートというのをやめて、全て正社員で募集したというふうな、そういった努力もしているぐらい人手不足ということでした。

やっぱり人が集まりにくいのも、宿泊業の魅力や人とのつき合いという、人との接待した喜びとかそういうやりがい理解できていないのではないのかということで、おかみ会の方としては、所属するおかみたちの発案で、今回、（パネルを示す）このように、これはおかみ会のメンバーの皆さんの、参加されている方の写真なんですけども、それと同時に、（パネルを示す）この板前ということで、今回のポスターづくりは、2016年の伊勢志摩サミットのときに、配偶者プログラムが鳥羽で開催された際に、短時間の説明では、

おかみと仲居が理解してもらえなかったということから、板前という言葉も含めて理解してもらって、日本の旅館の魅力伝えようというふうなことで、今回このような形でおかみたちが発信しようとしているものでございます。

こういった取組も、宿泊業の魅力アップにつながると思うんですけども、これは魅力がないから働いてもらう方も来てもらいにくいんではないかというふうなことに気がついた一部の方が、こういう活動をしているんですけども、全体の魅力アップになかなかつながっていかないと思います。

鳥羽市の宿泊業の働き方改革の取組について紹介させてもらったんですけども、県内には鳥羽地区以外にも宿泊施設がたくさんあります。

宿泊業で働く方の満足度があってこそ、利用する顧客の満足度につながり、地域の魅力向上につながるものと考えますが、そこでお聞きいたします。

観光産業の盛んな三重県において、宿泊業の魅力向上を図るためには、宿泊業の働き方改革を進める必要があると思いますけども、県として、どのような取組を行っているのか、また、今後どのように進めていくのかお聞かせください。

[河口瑞子雇用経済部観光局長登壇]

**○雇用経済部観光局長（河口瑞子）** 宿泊業の働き方改革についてお答えをさせていただきます。

県では、宿泊業で働く人々の満足度を高め、定着化を図るとともに、宿泊業に魅力を感じ、興味を持つ人が新たに増えるよう、平成29年度から株式会社リクルートライフスタイルと連携して宿泊施設の経営者を対象とした研修プログラムの開発・研究など、宿泊業の働き方改革に取り組んでいます。

平成30年度は、宿泊業生産性向上プログラム支援事業として、宿泊施設の経営者層やマネジメントを担当する従業員を対象に実践的な経営改革手法など、より現場の課題に即した研修会を計7回にわたり開催をしているところです。

6月から9月の上期プログラムでは、経営ビジョン実現のための業務改革と現場推進ノウハウを学ぶコースを開催し、10月からの下期プログラムでは、

経営者層に加え、現場のリーダーとなる従業員まで対象を広げ、人材の安定的な確保に向けた、魅力的な職場を築くために、どのように従業員のやる気を引き出し、人材を生かした経営を進めればよいのか、従業員の成長意欲を高める人材マネジメントを学ぶコースを開始しています。本日は、ちょうどその第2回目を開催しているところでございます。

加えて、研修参加施設のうち、特に改革意識の高い鳥羽と湯の山温泉の2施設にアドバイザーを派遣し、各施設の課題に応じて、若手従業員のやる気や自立性を引き出す取組、各セクションの垣根を越えて取り組むプロジェクトの発足など、実際の現場における働き方改革を実践する従業員などのサポートを実施しています。

今後は、今年度実施している研修や先進事例として取り組んでいる二つの施設における働き方改革のサポート結果などについて、県内宿泊施設が共有する場を設け、改革の水平展開を図りたいと考えています。

宿泊業に携わる従業員の満足度を高めることが、来県し宿泊いただいた観光客の満足度向上、三重県へのさらなる誘客促進につながるものと考えていますので、宿泊施設、市町とともに、引き続き働き方改革に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。ぜひとも、このような取組を進めていただいて、水平展開をしていただきたいというふうに思います。そして、何度でも訪問したい観光地として三重県が選ばれるように、取組を進めていただきますように、よろしく願いいたします。

次に離島に住み続けるための課題について質問をさせていただきます。

今年の7月30日に、答志コミュニティアリーナにおきまして、答志島架橋建設促進協議会の総会があり、鳥羽市長と私、三重県からも地域連携部の南部地域活性化局の職員の方にも来賓として参加していただきました。

この協議会は答志島の答志町、答志和具町、桃取町の3町が合同で平成19年6月に準備委員会を立ち上げ、9月に設立総会を実施し21年間、活動を続

けてきております。

その総会で出されたアンケートや意見の中にあった課題について3点に絞って質問をさせていただきます。

まず1点目は離島における安全・安心の確保についてであります。今月の3日、国、県、四日市市、鳥羽市などの共催による大規模津波防災総合訓練が行われました。訓練は、四日市港霞埠頭をメイン会場にし、サテライト会場として鳥羽市の答志島にあります桃取町でも行われ、私もサテライト会場のほうに参加させていただきました。訓練が始まると町内会、消防団の方が中心となって、八幡神社と天神山の2カ所に住民の避難誘導を行いました。

(パネルを示す) これが天神山というふうなところへ避難しているところであります。この右手の奥に旧の公民館があるというふうに覚えてください。

(パネルを示す) これが、もう一つが八幡神社に避難している様子であります。

参加された方は、結構お年寄りの方が多く、急な階段が大変そうでしたけれども、皆さん、ゆっくりとですが、確実に避難を実施し、中には中国からの研修生や障がいのある方なども参加して、車椅子で階段を上る訓練や、お年寄りをおぶつての訓練もありました。

(パネルを示す) これがお年寄りをおぶつての訓練の様子であります。

また、港では鳥羽海上保安部による物資の輸送や、空からは陸上自衛隊による、ヘリコプターを使った物資の空輸、避難所では自衛隊と婦人会の皆さんによるおにぎり、豚汁の炊き出しなど、本番さながらの訓練が実施されたと思います。

しかし、被災地が広範囲になれば、ヘリコプターを使った支援物資の空輸や船舶での輸送も現実的ではなく、ましてや桃取町は漂流漂着ごみが多く集まる地区ですので、瓦れきが多く集まり港湾機能が麻痺するおそれすらあります。

そういった状況の中で、桃取町では新たな取組として、世帯ごとに高台の旧公民館にコンテナボックスを置き、飲料水や衣類、食料等を備蓄し、世古

ごとに分けて置いています。

(パネルを示す) これがその様子なんですけども、先ほど避難風景を出させてもらいました天神山の上にある旧公民館の中に、各世帯ごとに、このようにボックスを置いて、例えば子育て中の方でしたら、粉ミルクやらオムツを置いたり、普通の方でしたら食料や乾パンとか水、そういったものを各自が置いて、世古世古で、例えばこの左側にあるのは北の世古とか、右にあるのが南の世古とかというように、世古ごとに分けて管理していると。

中身については、各自がこのような例えば防災訓練や、機会に中身は各自が見直して賞味期限なども含めて、全て個人が管理しているというふうな取組を行っています。

しかし、避難が長期間になった場合、これだけのコンテナボックスに入れられる数量は限られておりますので、離島がゆえに物資が行き届きにくいことが懸念されますが、南海トラフの大地震など、大規模災害発生時において、離島への物資支援の方法はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

[福永和伸防災対策部長登壇]

**○防災対策部長（福永和伸）** それでは、離島への物資支援の方法について答弁申し上げます。

本県では、大規模地震発生時におきまして、全国からの人員・物資・燃料の輸送を迅速かつ円滑に行うため、三重県広域受援計画の中で事前に緊急輸送ルートを決めています。

災害発生直後は、まず被害が甚大な地域に向けて緊急輸送ルートを確認するために、国や市町などの関係機関が連携しまして、道路情報等を共有し、道路や航路の啓開、応急復旧などを最優先で実施することとしています。

初動時に航空偵察や被災市町からの情報によりまして、航路の啓開状況が十分ではないと判明した場合などは、県内外の様々な防災関係機関と締結しております協定等に基づきまして、ヘリコプターによる応援を得まして物資等の支援を行うということとしています。



例えば、答志島におきましては、舟越漁港を航路による輸送拠点と定めまして、現地の情報に基づき、同港を活用した搬送、復旧活動に取り組みます。

また、島の中には飛行場外離着陸場を2カ所想定しておりまして、空路による物資の搬送を行うときには、県災害対策本部がヘリコプターの調整を行うということにしています。

こうしたことは訓練も行っておりまして、それは先ほど議員が御紹介されたとおりでございます。

今後に向けましては、自助や共助による備蓄の促進、これも大事ですので、これも引き続き呼びかけるとともに、定期的な訓練の実施等によりまして、被災状況に応じて適切な災害対策を講じられるよう、とりわけ発災時において、航路啓開の遅れ等により離島での孤立が長期化しないよう、市や関係機関と連携を密にして状況を把握しまして、必要な対策を行ってまいります。

以上です。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。また、地元の方も先ほど紹介させてもらったようなことも、自分たちも取組を進めながら各自で考えておりますので、またそのあたりのところも含めてよろしく願いたいと思います。

続きまして、介護サービスの充実について質問をさせていただきます。

現在、三重県内には鳥羽市には答志島、菅島、神島、坂手島、そして志摩市に渡鹿野島、間崎島と有人離島が6島あります。

離島においては、本土から介護サービスを提供する際に、移動時間や渡航費、拘束時間などサービス提供コストのかかる環境にあることから、離島に住む高齢者への支援や要介護認定者向けの介護サービスの提供が困難になることがあります。

また、離島に住む高齢者から見ると、住みなれた島で最後まで生活をしたいと思っても、利用できるサービスが限られていることもあり、本土に住む家族宅に移り住んで介護サービスを受けているケースも多く見受けられます。

平成30年4月末時点において、鳥羽市全体で高齢者数は6923人で高齢化率は36.6%、離島4島では1440人で高齢化率が43.5%と市全体の高齢化率より大幅に多くなっています。

しかし、要介護認定者の訪問介護サービスの利用率を見ると、全国で15%、三重県で15.6%、鳥羽市で10.4%になっているにもかかわらず、離島では3.3%の利用率にとまっています。

高齢化の進む離島において、介護ニーズは年々高くなる一方ですが、離島4島には答志島に地域密着型通所介護事業所があるのみで、これまで訪問入浴サービスを提供していた事業者も、事業所の都合でサービスが提供できなくなり、利用者から悲痛な訴えが出ている状況にあります。

高齢者の方が離島に住んでいても、安心して生活していくためには、当たり前のように介護サービスが利用できるようにするために、県と市が連携しての取組が必要と考えますが、介護サービスの提供は本来市が主体となって取り組むべきではあるとは思っていますけれども、県としてどのような支援を考えているのかお聞かせください。

[福井敏人医療保健部長登壇]

**○医療保健部長（福井敏人）** 離島における介護サービスの充実についてお答えをいたします。

県におきましては、離島に住むことを希望する人が引き続き島で暮らしていけることができるように、介護報酬における加算の仕組みについて、実態に即した加算割合とし、事業者が離島における介護サービスを安定的に提供することができるよう、先般、厚生労働省へ提言・提案を行ったところでございます。

このことにつきましては、今月22日に行われました鳥羽市長と知事との対談でも意見交換がなされたところであり、県としては、まずは鳥羽市から離島における介護サービスの状況について詳しくお話を伺った上で、介護サービスの確保、充実に係る検討を行うなど、鳥羽市と連携して離島における地域包括ケア体制の構築の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。やっぱり自分が住んでいるところで一生を終わるといいですか、それが一番、本当に幸せなことだと思いますので、そのあたりのところの御支援も、またよろしく願いいたします。

続きまして、鳥羽市営定期航路の維持継続について質問させていただきます。

鳥羽市の離島には人口の約20%、約3300人が海とかかわりを持ちながら生活を送っています。

先ほどの質問でも紹介しましたように、離島であるがゆえのハンディを少し負いながら生活をしています。特に救急時や災害時における、救急搬送の面において不安を感じている状況にあります。

本土地域と地理的格差がある中で医療、福祉、教育など離島住民の生活を安定させるためには離島航路は重要な役割を担っています。

この10月には長崎県の五島列島と長崎市を結ぶ旅客船を運行する会社が業績不振で破産手続に入るといったニュースも流れてきました。

離島の住民にとってなくてはならない命綱ではありますが、人口減少等による利用者の減少や燃油の高騰などで厳しい状況にあります。

例えば燃油なんですけども、鳥羽市営定期船が年間に消費する燃料は大体100万リットルなんです。ですから、よく言われるのが1円上がると100万円違ってくるということなんです。

聞きましたところ、4月当初には85円で契約を行ったんですけども、現在が102円ということで、これで計算してもらったとおり、1700万円ぐらいの差額が出るというふうなことでありまして、現在、その燃油は高どまりをしているというところで、結構営業に苦しんでいるところもあります。

そして、定期船の利用者も離島人口が減少しているということで、平成20年当時には約91万人、平成15年ころには100万人の利用者があったんですけども、20年当時にもう91万人に減ってきていまして、平成29年度では約70万

人と、この9年間で21万人の利用者が減っているということでもあります。

こういった厳しい状況の航路運営をしていくには、もちろん市の経営努力が一番重要やと思うんですけども、県や国の支援も必要不可欠だというふうに思います。持続可能な市営定期航路の維持確保について、県としてどのように受けとめ、どのように対処を考えておられるのかお聞かせください。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 離島の課題の一つでありまず離島航路の維持確保についてお答えしたいと思います。

県では、離島航路事業の維持改善を図るため、県が指定いたしました離島航路の事業者に対しまして、赤字額の一部を補助しておるところでございます。

離島航路は離島と本土を結ぶ唯一の交通機関でありまして、離島住民の生活にとって必要不可欠なものとしっかり認識しておるところでございます。

県としましても、これまでも補助金等の支援を行ってまいりましたが、離島航路の維持と継続に向けまして、今後は鳥羽市、志摩市、県で構成しております離島振興担当課長会議等の場を活用しながら、関係者と検討していくとともに、引き続き国と連携して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

〔8番 野村保夫議員登壇〕

○8番（野村保夫） ありがとうございます。

今回取り上げさせてもらった課題については、それぞれとしっかりと取り組んでいただきたいとは考えているんですけども、これらの課題は橋があれば全て解決することかなというふうに思っております。鳥羽の離島ではありますけども。

○副議長（前野和美） 速やかに終結願います。

○8番（野村保夫） ありがとうございます。よろしくお願ひします。（拍手）

## 休 憩

- 副議長（前野和美） 本日の質問に対し関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

---

午後3時19分開議

## 開 議

- 議長（前田剛志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 質 問

- 議長（前田剛志） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、奥野英介議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。47番 西場信行議員。

〔47番 西場信行議員登壇・拍手〕

- 47番（西場信行） 奥野議員の県政運営について関連をさせてもらいたいと思います。

水力発電、国体経費、約120億円に充当、活用したいということでございますが、中で行き当たりばったりじゃないかとかですね、安易な考えとか、あるいは簡素で実のある大会を目指してとか、そういう内容がありました。私も同感の思いが強いです。

大杉谷地域への配慮の言葉もあって、これは私としても同感で、その発言に感謝をいたしたいと思います。

今回、県当局が予算対応でまた企業会計に手をつけた、目をつけてきたと、こういうことですね。またとは何かと言ったら、2年ほど前でしたか、予算編成で財源がないということで、企業会計を借りてやりました。電気会計からも15億円ほど借りたはずです。まだ返済、済んでないですね。今回は、こ

の売上金の58億円の内部留保金に、それを使うと、こう言い出したんですよ。

11月13日に伊勢新聞で報道されました。そのときに、県の幹部がこういう考えは数年前から浮上していたと、こういう記事があるんです。これ、大問題、許しがたい。これが本当なのかどうか、一遍調査をしてもらいたい。そして、真意を聞いてほしい。これ、議場を通じて要望しておきます。

それから国体経費、117億円。これは今日の説明にもありましたように、直近の5県の平均値、そういうあくまでも平均値で、単なる現時点での参考の数値に過ぎないんですよ。今後、三重県として独自にどうしていくんだというのは、これからの議論ですな。そして、国体の姿のあり方、こういうものが今までいろんな形で議論はしてきたけれども、まだまだ十分なされていない。これからの段階です。

そんな中で、この直近5県がこういう金額をどのようにしてつくってきたか、この県も国体基金やってます。これね、平成25年から掛けて今、今日の説明もありましたように13億円です。どういうこと。この100億円を直近5県たちは一体どういう形で積んできたか、想像しても、それは大変な中で毎年努力して積み残してきたと思うんです。それをなぜ三重県だけできなかったのかと、こういうことについて、もっと説明責任を果たしてくださいよ。

本県は基金が5年かけたにもかかわらず、基金積み立てが13億円しかできてないというのを、悪く想像したら、もう当初からこの水力の譲渡金を当てにして、これを目算しておったと、こういうようにであったとすれば、これは許されない。先ほどの伊勢新聞の記事も通じて、こういうことであれば、県政の運営というものが一体何事かと、こういうように申し上げねばなりません。

それで、この総額の今後、検討を徹底してやると。奥野議員も簡素で実のある大会にしてはどうかと言いました。先ほど県のほうも簡素で効率というものをさらに検討していくという回答もありました。一度このことについて徹底的に議論して、しっかり検討してもらう必要があると思います。その結果、どうするかということです。それは身の丈に合った国体というものを目

指すという方法もあるでしょう。あるいは、日本一質素な国体であってもよいという結果であるかもしれない。仮にそうだったとしても、その日本一質素な国体を目指して、その思いを県民が共有をして、そして県民総参加のもとに一番、日本一盛り上がるような三重国体にしたらいいいんだ。それも含めて、議会も含めて、これをやってない。やってないのに全国平均値のものを三重県がやるというものについて、まだ同意も得てないですよ。こういうことについて、まだ総額が確定していないというのが一つだ。

それから、企業庁の問題、今日も回答がありました。まだ内部留保金として、そして電気事業は現在も続いている。一生懸命安全運転に努めて、最後まで頑張るといようなことで企業庁はやっている、まだ途上の段階です。恐らくこれからRDFの運転を閉めて、それから施設を撤去してということになってくれば、この残すべき財源がきちっと何円として決まってくるのは、2年後以降でしょう。そういうような状況の中で、この今、どうしてこういうような決定と、そして知事の今議会での冒頭の説明方針発表ができるんですか。いいですか。仮に親戚とはいえ、まだまだこの譲渡が設定していない、この相続の財産を勝手に使い道を発表するよなもんだ。こんな荒っぽいやり方は許されない。

こういうことですし、また会計規則から言っても、この残金を県の一般会計に戻すという、そのような会計規則というのはどこに書いてあるのかな。聞いたことない。これも一遍、しっかりと徹底して調べてもらいたい。

入りも、そして出も不確定のこういう状況の中で、そしてこの本会議の冒頭に知事の挨拶の中に、方針の中に、こういうものが入ってきてええのかと、ここを我々は、私は県政運営の質疑の中で改めて問うておきたいと、このように思います。

そういう中で、この水力発電の最後の幕引き、いわゆるどんちょう下ろしですね、これが始まるんです。真に、この譲渡金をどう使うか、これがあくまでもどんちょう下ろしのこれが最後の最後なんです。宮川総合開発事業というのは60年間、今までずっと続いてきた、その中で宮川総合開発事業の残

事業というものがたくさん残っておるじゃないですか。宮川流域の流量回復、そしてその流量回復のための施設整備、そしてこの国土総合開発法によって定められた、この大杉谷開発振興における観光振興と、そして道路整備と、こういうものを今後どうしていくかというのが、このどんちょう下ろしの中の譲渡金の使い道の中で徹底的に、優先的に議論されねばならない、このことの県の明確な回答がなければ、今回のこの方針には全く賛成できないんです。こういうことを申し上げて、県の御所見を伺っておきます。

○知事（鈴木英敬） まず、最初から当てにして基金を積んでなかったのではないかということについては、一切そういうことはありません。新聞というか、報道で幹部の誰かが言ったのかもわかりませんが、そういうことは一切ありません。今年度、正式決定を受け、そして直近の状況を踏まえて、改めて開催経費について精査、調査をさせていただいたところ、117億円という数字が出てきましたので、そういう観点から様々な財源について考えた結果、検討、こういう提案をさせていただいたということでもありますので、まずそこは一切ないということを上申し上げさせていただきたいと思えます。

それから、徹底してどうやって削減をしていくかという議論をしていくべきではないかということについて、この西場議員からもおっしゃっていただきました。それはスポーツ議連の会長である西場議員からもおっしゃっていただくということは、これは大変重いことでもありますので、しっかり簡素でも意味のあるそういう大会にしていくべく、しっかりと議論させていただきたいと思えます。

しかしながら、その例えば国体でいけば4割は市町への交付金です。ですので、半分ぐらい減ったりとか、そういうことはないというふうに思えますので、そういう意味から今のうちに開催について、関係、協力していただいている市町の皆さんにも、開催の実現可能性について、不安を少しでも取り除いて準備を進めていただくために、この開催が決定したこのタイミングで表明をさせていただいたという次第です。

そして最後、どんちょう下ろしという表現で議員おっしゃっていただきま



したけれども、その地域の皆さん、大台町の皆さんと協力していく取組については、奥野議員の質問にも答弁させていただきましたとおり、しっかりと大台町と意見交換させていただいて、進めていきたいと思いを。

また、その中身については、これまでの歴史や経緯についても西場議員、大変よく御存じでいただきますので、御指導いただければと思います。

〔47番 西場信行議員登壇〕

○47番（西場信行） 今の説明だけでは納得ができませんけれども、私もスポーツ議連の一員として、国体に対しての思いというのは強いです。これを成功に向けていくために、みんなで一丸になって頑張りたい。

しかし、このような発言で方針が出てくれば、県民総参加の、議会も執行部も挙げての一丸となつての取組というものに、大きなひび割れが生じますよ。そこをしっかりと分析をして、そして地元関連の、今先ほど申し上げたいろいろ要望についての明快な回答を近々出してもらうことを切にお願いして、終わります。（拍手）

○議長（前田剛志） 同じく、奥野英介議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。13番 濱井初男議員。

〔13番 濱井初男議員登壇・拍手〕

○13番（濱井初男） 西場議員が言われたとおりやと思います。

この約60年前に青木知事が御在任のときに、この話が出てまいりました。ダム湖に沈んだ方たちの無念さとか、あるいは三重県全体を考えた挙句の決断であったと。今も本当に畏敬の念を持っております。大変尊敬しておるわけでございます。

また地域の方々も、近隣地域の方々もこのことについて十分御認識されて、やむを得ないという思いもありながら進めてこられたと思うんですけど、その中で国体要綱にもありましたけども、夢のような話がありました。まさしく遊覧船が走って、あるいは鉄道網等が、道路網ができ上がってというような話、それからマンガンが出てくるので、それらを中心とした工業団地をつくっていくというような夢のような話だったんです。

でも、それはやはり難しいことであつたと。その都度、一生懸命、県当局も知事をはじめ、その折々でいろんな相談をされて、そして安全・安心を第一に考えて御努力いただいたことには、本当に私のほうからありがたく思っております。地区の方もそういうふうに思ってます。

ただ、今回の知事の提案説明、過日の議会で行いました、企業庁が中部電力に水力発電事業を譲渡したことにより生じた差額金を活用すると、こういうふうにはっきりと書かれているんです。これを言われる前に、地域の方々にどれだけ説明したかということです。この思いをです。大台町長を初め、もちろん宮川流域の7市町ございますけれども、その人たち、首長に対してもどのように説明されたのか、私はお聞きしたいと思います。

恐らくいろんなまだ考えがまとまってない。恐らく何がしのお考えはありますけれども、地域住民の方たちの御意見も聞かなあかん。そして、議会のほうにも、その話をしなきゃならない。そういうような過程を通じて、これはやっぱりお答えするものでもありますし、そんな中でほとんど期間がない中で、こう進めていかれるという、この姿勢ですね。私は今回、知事に対して疑問を呈したいと思う。その点につきましてお聞きしたいと思います。

○知事（鈴木英敬） 今回、表明させていただくに当たりまして、大台町に対して、この渡邊副知事以下、あらゆるレベルで何度も、何回かお話しさせていただきました。

しかしながら、それがその地域住民の皆さんにまで御説明をさせていただくというところまで十分ではないというふうに思っておりますので、今後、いずれにしても、先ほど来、申し上げておりますとおり、水力発電事業において、その宮川ダムの建設に当たって苦渋の決断をしていただいた住民の皆さんの気持ちを重く受けとめていますので、そこの中身もしっかり議論をさせていただくという、まだそういう意味では議論をこれからしっかりしていくということでもありますので、いずれにしても丁寧な説明を心がけていきたいというふうに思います。

〔13番 濱井初男議員登壇〕

○13番（濱井初男） やはりその期間が短いうちにこういう意思表示をされたことが、物すごくひとり歩きをするような感じを受けますので、やはり慎重にこの件は本当に各市町、ほかの流域の市町とお話もしていただきながら、特に大台町にも行っていただいたようですけれども、不十分やと思います。本当に短期間でございましたので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。国体はやっぱり大成功させやなあかんと思いますので、なるべく節減をしながら、国に対しての要望もこの際、しっかりとやっただけかなあかん。かなり遅れたと思いますけれども、その遅れた部分についても、いろんな各市町にも御意見も伺うべきだったと思いますけれども、そういう反省も込めて、これから一生懸命、そちらの面で頑張っていたきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

終わります。（拍手）

○議長（前田剛志） 次に、山本里香議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。5番 岡野恵美議員。

〔5番 岡野恵美議員登壇・拍手〕

○5番（岡野恵美） 津市選出、日本共産党の岡野恵美です。山本里香議員の全国知事会の国民健康保険についての質問に対する関連質問を行います。

高過ぎる国民健康保険料について、知事も国民健康保険の構造的問題点を認識しておられます。全国知事会は、2014年に国民健康保険料を軽減するために、1兆円の国費投入を要望しました。これは国民健康保険料を協会けんぽの保険料並みに引き下げたためだということです。このことを激励しながら知事にお尋ねします。

国民健康保険料が協会けんぽと比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国民健康保険にしかない均等割と世帯割が保険料の算出の基礎になっているためです。

均等割は法律で必ず徴収することが義務づけられていますが、子どもの数が多いほど、国民健康保険料が引き上げられるという問題点がありますので、全国知事会などの地方団体からも、均等割見直しの要求が出されているとこ

ろでございます。11月の1日に私ども日本共産党は、この高過ぎる国民健康保険料を引き下げ、住民と医療保険制度を守りますという政策を発表いたしました。この中で人間の頭数に応じて課税する人頭税は古代につくられた税制で、人類史上でも最も原始的で、過酷な税とされています。それが21世紀の公的医療制度に残っているのです。この時代錯誤の仕組みこそ、国民健康保険料を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因ですというふうに分析をして、日本共産党はこれを廃止し、逆進的な負担をなくして所得に応じた保険料にしていくことを積極的に提案させていただいております。

全国で均等割、平等割として徴収されている保険料額は、およそ1兆円ありますので、1兆円を全国知事会の言われるように投入すれば、この不公平はなくすることができるわけでございます。ぜひ県としても市町と相談して、この保険料の算定方式をなくしてほしいと考えますが、知事の見解をお聞きいたしたいと思っております。

**○医療保健部長（福井敏人）** 制度的なものですので、私からまず答えさせていただきます。

均等割とか世帯割の廃止ということでございましたですけども、平成30年4月から県が市町とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たす制度改革がなされたところでございます。

保険料とか税の賦課徴収に係る事務というのは、これは国民健康保険法に基づいて制度の改正後も従来どおり、市町の権限とされておるところでございます。国民健康保険制度におけます保険料につきましては、国民健康保険法でありますとか、その施行令に基づきまして賦課の方式が定められておるところでございます。

それは具体的に申し上げますと、所得に応じて算定される所得割、これが一つです。二つ目として、資産に応じて算定される資産割総額、これ、二つ目。三つ目が世帯員の数に応じて算定される被保険者の、これは均等割。これは議員御指摘の部分でございます。そして、世帯の数に応じてされる世帯

別平等割のこの四つがあるということでもあります。

本県におきましては、実は20の市町がこれらの四つを用いまして、方式を採用をしておいて、残りの9市町につきましては所得割と、それから均等割、それから世帯平等割、この三つをもとに賦課する方式をとっておるところでございます。

なお、所得割総額とその均等割総額については、これは法律で必ず賦課することが定められておりますので、このことは保険税においても、地方税法で定められておりますので、ここはかけねばならないと今なっておりますので、それは遵守していく必要があるかというふうに思っております。

さらに、市町独自で行う保険料の減免などについても、これにつきましてはその市町の判断で行うということになるわけですが、やはり制度の公平性でありますとか、授益と負担のバランスというものを考慮して、ここは慎重に考えていく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 県がこの財政運営に大きく関与してきたということから、このような質問もさせていただいているわけでもございまして、市町とともにやはり県民の負担をどのようにして軽減していくのかという観点で、質問をさせていただいたところでございます。

制度的には非常に難しいというようなことを御説明をいただいたり、あと財政、どうなんやというようなことを後ろからいろいろ言われておりますけれども、しかし大きく考えるという考える余地というのはあるんじゃないかなというふうに思ひまして、現に知事会もそういった線に沿って要望も出しているということは、大きな世論の一つの考え方ができているんじゃないかなというふうに思ひますので、質問をしたところでございます。

津市の国民健康保険料を例に計算いたしますと、100万円の所得の4人家族で二人の子どもを持つ40代の夫婦で現在20万1760円という非常に高い国民健康保険料が言われておりまして、三重県の県庁所在地としては全国でも非

常に高いというふうに言われております。この分の子どもたちの均等割部分をなくせば、私どもの単純計算で12万2660円ぐらいになるんじゃないかなというふうに思っています。オギャーと生まれながら人頭割があるために、3万9600円をすぐに増えるというようなことになると、やっぱり非常に問題だと思いますし、子どもたちのことを考えると、せめて子どもの分も軽減する措置というのを様々に考えていただくという必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、この点については知事の考え方をお聞かせいただきたいと思いますが。

○知事（鈴木英敬） 今、議員がおっしゃっていただいたこととも繰り返しになりますけれども、先ほど部長も答弁したように、その保険料の減免については、それぞれ市町が判断可能ですけど、慎重に判断するということに加えて、全国知事会としまして、子どもにかかる均等割保険の軽減措置については要望しているところですので、国に連携して要望を行っていくということでありまして、その安定的な国民健康保険の運営をできるように、しっかり国においては約束している財政支援を引き続きしっかりやってもらうということが大事だと思います。

〔5番 岡野恵美議員登壇〕

○5番（岡野恵美） 知事会を通じて求めていくというふうな御答弁をいただきましたので、その点については評価をしたいと思います。全体的に国民健康保険の問題点というのは、これに限らず非常に大きいものがございます。市町とともに財政を運営していくということでは、本当にこのことで滞納世帯なども増えてきているという現状があつて、三重県は非常に滞納世帯が多くなっているということも言われております。これで非常に泣いているということもあるわけで、せめて協会けんぽ並みにしてほしいという切実な願いというのは、引き続き私たちも強く求めていきたいと思っております。

以上、終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（前田剛志） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

## 議 案 の 上 程

○議長（前田剛志） 日程第2、議案第190号から議案第200号までを一括して議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（前田剛志） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ただいま上程されました補正予算7件、条例案4件合わせて11件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第190号から第196号までの補正予算は、人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴う人件費について、それぞれ補正を行うもので、各会計の補正額は、一般会計で6億7463万4000円、特別会計で473万4000円、企業会計で1419万7000円、それぞれ増額するものです。

まず、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入の主なものとして、国庫支出金については、義務教育費負担金で7165万7000円、繰入金については、財政調整基金などで6億272万9000円、それぞれ増額しています。

歳出としては、人件費について、人事委員会の給与改定に関する勧告等に鑑み、6億7463万4000円を増額しています。

次に、特別会計及び企業会計のうち主なものについて、説明いたします。

特別会計では、子ども心身発達医療センター事業特別会計について462万4000円増額しています。

また、企業会計では、病院事業会計について851万7000円、水道事業会計について303万円、それぞれ増額しています。

引き続き条例案について説明いたします。

議案第197号は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合の改正等に鑑み、特別職に属する職員の期末手当の支給割合の改正を行うとともに、一般職に属する職員の退職手当の支給割合の改正等に鑑み、知事及び副知事

の退職手当の支給割合の改正を行うものです。

議案第198号は、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

議案第199号及び第200号は、人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日の給与改定に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行うものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞ、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前田剛志） 以上で提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前田剛志） お諮りいたします。明30日から12月2日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前田剛志） 御異議なしと認め、明30日から12月2日までは休会とすることに決定いたしました。

12月3日は引き続き、定刻より県政に対する質問を行います。

## 散 会

○議長（前田剛志） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時48分散会